

Daiichi-Sankyo

イノベーションに情熱を。  
ひとに思いやりを。

株主総会当日の様子はインターネットによる  
ライブ配信を行います。

**LIVE ▶** 詳細は2頁をご参照ください。

# 第16回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2021年6月21日(月曜日) 午前10時

## 会場

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する賞与支給の件
- 第5号議案 取締役報酬枠改定の件
- 第6号議案 監査役報酬枠改定の件
- 第7号議案 取締役等に対する中計業績連動株式報酬等の額及び内容決定の件

## 目次

- P.1 招集ご通知
- P.3 株主総会参考書類
- P.17 事業報告
  - P.17 1. 当社グループの現況に関する事項
  - P.30 2. 株式に関する事項
  - P.31 3. コーポレートガバナンスに関する事項
- P.38 連結計算書類
- P.39 計算書類
- P.40 監査報告書



招集ご通知をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/4568/>



- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき、書面・インターネットによる議決権行使をご検討ください。
- 来場記念のお土産のご用意はございません。

インターネットまたは書面等による議決権行使期限  
2021年6月18日(金曜日)午後5時30分まで

第一三共株式会社

証券コード 4568

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、闘病される方々に寄り添い、治療にご尽力下さっている医療関係者に感謝し、生命関連企業として、我々もワクチンおよび治療薬の研究開発に引き続き力を尽くしてまいります。

第一三共のパーパス（存在意義）は「世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことです。サイエンス&テクノロジーに強みを持つ製薬企業として、革新的医薬品を継続的に創出し、多様な医療ニーズに応える医薬品を提供することで、社会への持続的な価値提供を行っています。一昨年度の米国に続き、昨年度は日本、欧州で、当社独自の技術を活かした抗体薬物複合体（ADC）である抗がん剤「エンハーツ」を発売することができました。Dato-DXdやHER3-DXd等の後続のADCも順調に開発が進展しております。

この度、新たに「**サステナブルな社会の発展に貢献する先進的グローバルヘルスケアカンパニー**」となることを**2030年ビジョン**として掲げ、**2025年ビジョン「がんに強みを持つ先進的グローバル創薬企業」**の実現を目標とした「第5期中期経営計画」（2021～2025年度）を策定しました。2030年ビジョンに向けて、第5期中期経営計画にグループ丸となって取り組むことで、当社に期待される社会課題の解決を目指し、株主価値を向上させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。



2021年5月

代表取締役社長兼CEO

眞鍋 淳

企業理念

革新的医薬品を継続的に創出し、多様な医療ニーズに応える医薬品を提供することで、世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する。

## 第16回定時株主総会招集ご通知

### 1 日時

2021年6月21日(月曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

### 2 場所

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号

ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

### 3 株主総会の目的事項

#### 報告事項

- 第16期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第16期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する賞与支給の件
- 第5号議案 取締役報酬枠改定の件
- 第6号議案 監査役報酬枠改定の件
- 第7号議案 取締役等に対する中計業績連動株式報酬等の額及び内容決定の件

感染症拡大の状況等により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたしますので、ご出席の際は必ずご確認ください。

WEB 第一三共 株主総会 検索



## お知らせ

### 1. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 2. インターネット開示に関する事項

■ 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- 1 事業報告の新株予約権等の状況、内部統制体制、会計監査人に関する事項
- 2 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
- 3 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

監査役会が監査した事業報告、会計監査人及び監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載の上記事項とで構成されています。

■ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>

### 3. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、スマートフォン又はパソコンにより議決権行使サイトでお手続きください（携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください）。以上

## 株主総会ライブ配信のご案内



ご自宅からでも株主総会の様子をご覧いただけるようライブ配信を行います。

配信日時

2021年6月21日(月)午前10時～株主総会終了時刻まで

(配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。)

視聴方法

当日視聴URL

<https://4568.v-virtual-mtg.jp>



株主様確認画面(ログイン画面)で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いいたします(議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください)。

#### ① 株主番号

議決権行使書または配当金関連書類等に記載されている「株主番号」(8桁)

#### ② パスワード

株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」(7桁) (3月末時点)

議決権行使書	<input type="text"/>	<input type="text"/>
② 郵便番号 (7桁)	〒XXXX-XXXX	① 株主番号 (8桁)
		XXXX-XXXX-XXXX

株主番号/パスワードに関するお問い合わせ先電話番号のご案内

三菱UFJ信託銀行株式会社  0120-191-060(通話料無料)

2021年6月21日(株主総会当日) 午前9時～株主総会終了時刻まで

### 株主総会ライブ配信の視聴についてのご注意

- ✓ やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性があります。
- ✓ ライブ配信視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議や株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。
- ✓ 議決権につきましては、裏表紙にご案内の方法により、事前に行ってくださいますよう、お願い申し上げます。
- ✓ ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ✓ ライブ配信の撮影・録画・録音およびSNS等での公開は堅くお断りします。
- ✓ ライブ配信にあたりご出席株主様がやむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 事業報告に関する映像について

事業報告に関するナレーション付き映像を2021年6月1日(火)を目処に当社ホームページに掲載予定です。

<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な施策の一つとして位置付け、安定的な配当に努めております。

当期におきましては、2020年12月1日に中間配当として1株当たり40円50銭（株式分割前）を実施しております。当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式を1株につき3株の割合で株式分割を行っており、期首に株式分割が行われたと仮定して算出した場合、期末配当13円50銭（株式分割後）と合計で1株当たり年間27円の配当を予定しております。

つきましては、当事業年度の期末配当につきまして、次のとおりにいたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金13円50銭  
総額 25,868,238,651円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月22日（火曜日）

#### ご参考 第4期中計期間累計の総還元性向


	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
1株当たり年間配当金	70円	70円	70円	70円	27円*1
自己株式取得	500億円	500億円	—	—	1,000億円
総還元性向*2	180.7%	159.1%	48.5%	35.1%	200.3%
	105.6%				

\* 1 株式分割を考慮しない場合の1株当たり年間配当金は81円

\* 2 総還元性向 = (配当 + 自己株式取得総額) / 当期利益 (親会社帰属)

### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	在任年数	取締役会出席回数
1	 眞鍋 淳 (満66歳)	7年	14/14回 (100%)
2	 木村 悟 (満63歳)	2年	14/14回 (100%)
3	 大槻 昌彦 (満61歳)	1年	11/11回 (100%)
4	 平島 昭司 (満60歳)	1年	11/11回 (100%)
5	 宇治 則孝 (満72歳)	7年	14/14回 (100%)
6	 福井 次矢 (満69歳)	6年	13/14回 (93%)
7	 釜 和明 (満72歳)	2年	14/14回 (100%)
8	 野原 佐和子 (満63歳)	2年	14/14回 (100%)
9	 奥澤 宏幸 (満58歳)	—	—

 再任 再任取締役候補者

 新任 新任取締役候補者

 独立 東京証券取引所届出独立役員

 社外 社外取締役候補者

注1) 各候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 社外取締役候補者の宇治則孝氏、福井次矢氏、釜和明氏及び野原佐和子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

3) 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。各社外取締役候補者の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を締結する予定です。

4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を同様の内容で2021年7月に更新することを予定しております。

5) 取締役候補者の年齢は、本株主総会終結時の満年齢となります。

6) 大槻昌彦氏及び平島昭司氏の取締役会の出席回数は、当事業年度に開催された取締役会のうち、2020年6月15日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

候補者番号

1

まなべ  
眞鍋すなお  
淳生年月日：1954年8月5日生（満66歳）  
取締役在任年数：7年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：123,778株  
取締役会への出席状況：14/14回（100%）

### 取締役候補者とした理由

眞鍋 淳氏は、当社において研究開発、海外事業、総務人事、経営戦略、国内外営業、メディカルアフェアーズ等に携わり、2014年より取締役、2017年より代表取締役社長兼COO、2019年より代表取締役社長兼CEOを務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社を代表する立場から提案し、適宜有益な発言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

また、指名委員会及び報酬委員会に対して、両委員会の方針等を踏まえた執行を代表する立場での提案や質疑応答を適切に行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者となりました。

### 略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）

1978年 4月 三共株式会社入社  
 2005年 7月 同社安全性研究所長  
 2007年 4月 当社安全性研究所長  
 2009年 4月 当社執行役員研究開発本部プロジェクト推進部長  
 2011年 4月 当社執行役員グループ人事担当兼グループCSR担当  
 2012年 4月 当社執行役員戦略本部経営戦略部長  
 2014年 4月 当社常務執行役員日本カンパニープレジデント  
 兼事業推進本部長  
 2014年 6月 当社取締役常務執行役員日本カンパニープレジデント  
 兼事業推進本部長  
 2015年 4月 当社取締役専務執行役員国内外営業管掌

2016年 4月 当社取締役副社長執行役員総務・人事本部長  
 兼メディカルアフェアーズ本部長\*  
 2016年 6月 当社代表取締役副社長執行役員総務・人事本部長  
 兼メディカルアフェアーズ本部長\*  
 2017年 4月 当社代表取締役社長兼COO社長執行役員  
 2019年 6月 当社代表取締役社長兼CEO社長執行役員（現任）

※ 当社グループグローバルマネジメント体制上の総務・人事ユニット長を兼務

注1) 眞鍋 淳氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

2

きむら  
木村さとり  
悟生年月日：1957年9月27日生（満63歳）  
取締役在任年数：2年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：65,488株  
取締役会への出席状況：14/14回（100%）

### 取締役候補者とした理由

木村 悟氏は、当社において国内医薬営業・マーケティング等を中心とした医薬事業に携わり、2014年より執行役員、2019年より取締役を務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社事業全体を見る立場から、適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者となりました。

### 略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）

1981年 4月 第一製薬株式会社入社  
 2009年 4月 当社日本カンパニー医薬営業本部長京都支店長  
 2014年 4月 当社執行役員日本カンパニー医薬営業本部長  
 兼マーケティング部長  
 2015年 4月 当社常務執行役員医薬営業本部長\*1  
 2016年 4月 当社専務執行役員医薬営業本部長\*1

2019年 6月 当社取締役専務執行役員医薬営業本部長\*1  
 2021年 4月 当社取締役専務執行役員日本事業ユニット長\*2（現任）

※1 当社グループグローバルマネジメント体制上の医薬営業ユニット長を兼務

※2 当社グループグローバルマネジメント体制上のジャパンビジネスユニット長を兼務

注1) 木村 悟氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

3

おおつき

大槻

まさひこ

昌彦

再任

生年月日：1959年10月13日生（満61歳）

取締役在任年数：1年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数：49,192株  
取締役会への出席状況：11/11回（100%）  
（2020年6月就任後）**取締役候補者とした理由**

大槻昌彦氏は、当社において研究開発、海外事業、事業開発、デジタルトランスフォーメーション等に携わり、2014年より執行役員を、2020年より取締役、当社グループCIO (Chief Information Officer) を務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社事業全体を見る立場から、適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

**略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）**

1987年 4月 三共株式会社入社  
2010年 4月 当社研究開発本部研究開発企画部長  
2012年 4月 当社研究開発本部研究担当部長  
2013年 4月 当社研究開発本部研究統括部長  
2014年 4月 当社執行役員研究開発本部研究統括部長  
2018年 4月 当社執行役員事業開発部長  
2019年 4月 当社常務執行役員事業開発部長  
2020年 4月 当社専務執行役員DX推進本部長\*  
2020年 6月 当社取締役専務執行役員DX推進本部長\*（現任）

※ 当社グループグローバルマネジメント体制上のDX推進ユニット長及びCIOを兼務

注1) 大槻昌彦氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

4

ひらしま

平島

しょうじ

昭司

再任

生年月日：1961年3月6日生（満60歳）

取締役在任年数：1年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数：58,000株  
取締役会への出席状況：11/11回（100%）  
（2020年6月就任後）**取締役候補者とした理由**

平島昭司氏は、当社において研究開発、海外事業、経営戦略、製品戦略、オンコロジー事業戦略等に携わり、2017年より執行役員、2020年より取締役を務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社事業全体を見る立場から、適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

**略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）**

1988年 4月 第一製薬株式会社入社  
2010年 4月 U3 Pharma GmbH CEO  
2015年 4月 当社戦略本部経営戦略部長  
2016年 4月 当社戦略本部経営戦略部長  
兼オンコロジー事業グループ長  
2017年 4月 当社執行役員経営戦略本部経営推進部長  
2019年 4月 当社常務執行役員製品戦略本部長\*<sup>1</sup>  
2020年 4月 当社専務執行役員製品戦略本部長\*<sup>1</sup>  
2020年 6月 当社取締役専務執行役員製品戦略本部長\*<sup>1</sup>  
2021年 4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長\*<sup>2</sup>（現任）

※ 1 当社グループグローバルマネジメント体制上の製品戦略ユニット長を兼務

※ 2 当社グループグローバルマネジメント体制上の経営戦略ユニット長を兼務

注1) 平島昭司氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

宇治則孝氏は、情報通信分野における会社経営者としての経験から、企業経営全般及びIT・デジタルテクノロジーに関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は2020年6月より、当社において初めて社外取締役として取締役会議長に就任しています。上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行い、取締役会の議事運営を適切に実施することで、執行と監督の分離に貢献するとともに、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、指名委員会及び報酬委員会委員として、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。今後も上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

**略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）**

1973年 4月 日本電信電話公社入社  
1999年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役  
新世代情報サービス事業本部長  
2000年 9月 同社取締役経営企画部長  
2001年 6月 同社取締役産業システム事業本部長  
2002年 4月 同社取締役法人ビジネス事業本部長  
2003年 6月 同社常務取締役法人システム事業本部長  
兼法人ビジネス事業本部長  
2005年 6月 同社代表取締役常務執行役員  
2007年 6月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長  
2012年 6月 同社顧問  
2014年 6月 当社社外取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

- 横河電機株式会社社外取締役
- 公益社団法人企業情報化協会名誉会長
- 一般社団法人日本テレワーク協会名誉会長
- 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員教授

- 注1) 宇治則孝氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
- 注2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
- 注3) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
- 注4) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

福井次矢氏は、医学者、医療機関経営者としての経験から、医療全般及び公衆衛生等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、同氏は指名委員会委員長（2020年6月就任）として、社外の視点から同委員会の議事運営を適切に実施し、加えて報酬委員会委員として適宜有益な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。今後も上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

**略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）**

1992年 1月 佐賀医科大学附属病院総合診療部教授  
1994年 3月 京都大学医学部附属病院総合診療部教授  
1999年 4月 同大学大学院医学研究科内科臨床疫学教授  
2000年 4月 同大学大学院医学研究科内科臨床疫学教授  
兼社会健康医学系専攻健康情報学教授兼専攻長  
2001年 2月 同大学大学院医学研究科内科臨床疫学教授  
兼社会健康医学系専攻健康情報学教授  
兼専攻長兼EBM共同研究センター長  
2004年 9月 聖路加国際病院内科（一般内科）医長・副院長  
2005年 4月 聖路加国際病院院長  
2012年 4月 学校法人聖路加看護学園（現 聖路加国際大学）理事長  
2015年 6月 当社社外取締役（現任）  
2016年 4月 聖路加国際大学学長

**重要な兼職の状況**

- NPO法人卒後臨床研修評価機構理事
- 一般社団法人日本病院会常任理事
- 特定非営利活動法人日本医学図書館協会会長

- 注1) 福井次矢氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
- 注2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
- 注3) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
- 注4) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号  
7かま  
釜  
かずあき  
和明

再任 独立 社外

生年月日：1948年12月26日生（満72歳）  
取締役在任年数：2年（本株主総会最終時）所有する当社の株式数：1,800株  
取締役会への出席状況：14/14回（100%）**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

釜和明氏は、総合重工業メーカーにおける会社経営者としての経験から、企業経営全般及び財務・会計に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、同氏は報酬委員会委員長（2019年6月就任）として、社外の視点から同委員会の議事運営を適切に実施し、加えて指名委員会委員として適宜有益な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。今後も上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

**略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）**

1971年 7月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社  
1987年 6月 米国IHI INC. 副社長  
2002年 7月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）理事  
財務部次長・資金グループ担当部長  
2004年 6月 同社執行役員財務部長  
2005年 4月 同社常務執行役員財務部長  
2005年 6月 同社取締役常務執行役員財務部長  
2007年 4月 同社代表取締役社長最高経営執行責任者  
2012年 4月 同社代表取締役会長  
2016年 4月 同社取締役  
2016年 6月 同社相談役  
2019年 6月 当社社外取締役（現任）  
2020年 4月 株式会社IHI特別顧問（現任）

**重要な兼職の状況**

- 株式会社IHI特別顧問
- 住友生命保険相互会社社外取締役
- 株式会社東京証券取引所社外監査役

注1) 釜和明氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。  
2) 同氏が2005年6月から2016年6月まで取締役を務めていた株式会社IHIは、同氏の取締役在任中、民間航空機エンジン整備事業において、不適切な作業が行われていたことが判明しました。これに対し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法に基づく業務改善命令を受けました。  
3) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。  
4) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。  
5) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号  
8のほら  
野原  
さわこ  
佐和子

再任 独立 社外

生年月日：1958年1月16日生（満63歳）  
取締役在任年数：2年（本株主総会最終時）所有する当社の株式数：700株  
取締役会への出席状況：14/14回（100%）**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

野原佐和子氏は、インターネット及びデジタルビジネスに関する会社創業者、経営者としての経験から、企業経営全般、IT・事業戦略・マーケティング等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、指名委員会及び報酬委員会委員として、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。今後も上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

**略歴、地位及び担当（2021年5月20日現在）**

1980年 4月 株式会社三菱油化（現 三菱ケミカル株式会社）入社  
1988年12月 株式会社生活科学研究所入社  
1995年 7月 株式会社情報通信総合研究所入社  
1998年 7月 同社ECビジネス開発室長  
2001年12月 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現任）  
2006年 6月 日本電気株式会社社外取締役  
2009年10月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授  
株式会社損害保険ジャパン社外監査役  
2012年 6月 NKSJホールディングス株式会社  
（現 SOMPOホールディングス株式会社）社外取締役（現任）  
2013年 6月 日本写真印刷株式会社（現 NISSHA株式会社）社外取締役  
2014年 6月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役  
2014年 6月 東京ガス株式会社社外監査役（現任）  
2019年 6月 当社社外取締役（現任）  
2020年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現任）

**重要な兼職の状況**

- 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
- 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
- SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（2021年6月退任予定）
- 東京ガス株式会社社外監査役（2021年6月退任予定）、社外取締役（2021年6月就任予定）
- 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（2021年6月就任予定）

注1) 野原佐和子氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。  
2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。  
3) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。  
4) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号  
9おくざわ ひろゆき  
奥澤 宏幸

新任

生年月日：1962年10月31日生（満58歳）

所有する当社の株式数：29,878株

## 取締役候補者とした理由

奥澤宏幸氏は、当社において海外事業、経営戦略、人事等に携わり、2018年より執行役員を、2021年4月よりCFOを務めております。  
その豊富な経験と幅広い知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の業務執行の意思決定及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役候補者となりました。

## 略歴、地位及び担当（2021年5月17日現在）

1986年 4月 三共株式会社入社  
2017年 4月 当社ASCAカンパニー事業企画部長  
2018年 4月 当社執行役員ASCAカンパニープレジデント\*1  
2021年 4月 当社常務執行役員経営企画・管理本部長CFO\*2  
(現任)

\*1 当社グループ グローバルマネジメント体制上のASCAカンパニープレジデントを兼務  
\*2 当社グループ グローバルマネジメント体制上の経営企画・管理ユニット長を兼務



注1) 奥澤宏幸氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。

## ご参考 当社の取締役会のスキルマトリックス

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、第5期中期経営計画で示した2030年ビジョン「サステナブルな社会の発展に貢献する先進的グローバルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定しました。  
本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役及び監査役が備えるスキルは以下のとおりです。  
取締役については、これらのスキルの多様性・バランスを考慮した上で選任しております。監査役については、監査役会として候補者に求める要件を別途定めており、それに基づき、選任しております。

	氏名	社外独立	取締役会議長	企業経営・経営戦略	財務・会計	サイエンス&テクノロジー	事業戦略・マーケティング	グローバルビジネス	人事・人材育成	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ・ESG	DX・IT	資格
取締役	眞 鍋 淳			●		●	●	●	●		●		獣医師
	木 村 悟			●			●						薬剤師
	大 槻 昌彦					●		●				●	薬剤師
	平 島 昭司			●	●	●	●	●		●			
	奥 澤 宏幸			●	●		●	●	●				
	宇 治 則孝	○	○	●		●	●	●	●		●	●	
	福 井 次矢	○				●			●				医師
	釜 和 明	○		●	●			●	●	●	●		
監査役	野 原 佐和子	○		●		●	●				●	●	
	渡 邊 亮 一			●	●					●			
	佐 藤 賢 治					●			●	●			
	樋 口 建 史	○						●	●	●			
	今 津 幸 子	○							●	●			弁護士
渡 辺 雅 子	○			●								公認会計士	

当社が定める社外役員としての独立性判断基準、2020年度取締役会評価、及び2020年度監査役監査の状況につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。  
<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役泉本小夜子氏は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

わたなべ まさこ  
渡辺 雅子

新任

独立

社外

生年月日：1962年1月29日生（満59歳）

所有する当社の株式数：0株

### 社外監査役候補者とした理由

渡辺雅子氏は、公認会計士としての経験から、財務及び会計全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しており、それらに基づく専門的見地及び客観的立場から、当社の取締役の職務執行を監査する役割を期待し、社外監査役候補者となりました。

### 略歴及び地位（2021年5月17日現在）

1984年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行  
1990年 10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
1994年 8月 公認会計士登録  
2007年 7月 同監査法人パートナー  
2020年 8月 渡辺雅子公認会計士事務所代表（現任）

### 重要な兼職の状況

なし



注1) 渡辺雅子氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

- 2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員としての独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合には、同取引所に対して独立役員として届け出ることを予定しております。
- 3) 当社は、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
- 4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5) 同氏の年齢は、本株主総会終結時の満年齢となります。

### ご参考

### 選任後の監査役会の構成（予定）

候補者	在任年数	取締役会出席回数 監査役会出席回数
わたなべ りょういち 渡辺 亮一 (満62歳)	2年	14/14回 (100%) 13/13回 (100%)
さとう けんじ 佐藤 賢治 (満58歳)	2年	14/14回 (100%) 13/13回 (100%)
ひぐち たてし 樋口 建史 (満68歳) 独立 社外	3年	14/14回 (100%) 13/13回 (100%)
いまづ ゆきこ 今津 幸子 (満52歳) 独立 社外	3年	14/14回 (100%) 13/13回 (100%)
わたなべ まさこ 渡辺 雅子 (満59歳) 独立 社外	—	—

注) 当社の監査役任期は4年であり、樋口建史氏及び今津幸子氏は2018年6月開催の第13回定時株主総会において、渡邊亮一氏及び佐藤賢治氏は、2019年6月開催の第14回定時株主総会においてそれぞれ選任され就任しております。

新任 新任監査役候補者

独立 東京証券取引所届出独立役員

社外 社外監査役

## 第4号議案 取締役に対する賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除く。）に対し、当事業年度における業績等を勘案して、役員賞与総額98百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、当該役員賞与の内容は、当事業年度に係る当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（詳細は、事業報告36頁をご参照ください。）に従ったものとなっており、また、事業年度の業績に連動した短期インセンティブ報酬としての位置づけに基づき当事業年度における業績等を踏まえたものであることから、相当であると判断しております。

また、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第5号議案 取締役報酬枠改定の件

当社においては、従前、短期及び長期の視点から経営に取り組む取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、企業価値の最大化に寄与することを目的として、固定報酬である基本報酬、並びに、変動報酬である短期インセンティブ報酬としての年次業績連動賞与、長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬の3つの報酬構成とし、経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとしてまいりました。

そして、2005年6月29日開催の（旧）三共株式会社の第151回定時株主総会及び（旧）第一製薬株式会社の第127回定時株主総会において、取締役の基本報酬総額（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）は1事業年度4億5千万円以内として支給することをご承認頂き、当該報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て基本報酬の支給をまいりました。加えて、業務執行を担う、取締役（社外取締役を除く。）の賞与については、毎年、株主総会の決議を経た上で支給することとしてまいりました。

また、2017年6月19日開催の第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬総額は1事業年度1億4千万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式総数に関しては年7万株以内（注）（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とすることをご承認頂き、当該報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て譲渡制限付株式報酬の支給をまいりました。

（注）2020年4月27日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式1株を3株に分割する株式分割が行われたことに伴い、その後、発行又は処分される当社の普通株式総数に関しては年21万株以内に調整されております。

今般、産業界の上位水準を志向するに相応しい報酬水準とすること、及び、企業価値の一層の向上を動機づけるインセンティブ強化のために、変動報酬比率を高める報酬構成とすること等を目的とし、役員報酬制度の見直しを行うことといたしました。

\*新たな役員報酬制度の概要については、「ご参考：当社の新たな役員報酬制度の概要」（14～16頁）をご参照ください。

つきましては、当社の取締役の報酬枠を、次のとおり、改定いたしたいと存じます。

- ① 基本報酬総額を、1事業年度6億3千万円以内（うち、社外取締役に対する基本報酬総額を、1事業年度1億4千万円以内）（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とする。
- ② 上記①の基本報酬総額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に支給する年次業績連動賞与の支給額総額を1事業年度8億5千万円以内として新たに設定する。なお、年次業績連動賞与は、あらかじめ取締役会が定める連結業績や目標の達成度に応じて支給額を決定する。
- ③ 上記①の基本報酬総額及び上記②の年次業績連動賞与総額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に支給する長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬の支給額総額を、1事業年度1億6千万円以内とし、取締役（社外取締役を除く。）が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年24万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他本割当株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とする。

\*譲渡制限付株式を付与するための報酬制度に係る仕組みには変更はございません（なお、本議案を原案どおりご承認頂いた場合における当該制度の概要は、後述15頁のとおりとなります。）。

上記各報酬に関して、各取締役への具体的な支給時期及び支給額については、上記報酬枠の範囲内において、報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定するものといたします。

第2号議案及び本議案を原案どおりご承認頂いた場合、本議案の対象となる取締役は9名（うち、社外取締役4名）となります。なお、経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬については、引き続き、固定報酬である基本報酬のみを支給することといたします。

本議案に基づく上記取締役報酬改定の内容は、当社の現在の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（詳細は、事業報告36頁をご参照ください。）に従ったものであり、また、上記改定の目的のほか、報酬額の算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容といえること、当社の業況その他諸般の事情を総合的に考慮した上で決定されたものであることから、相当であると判断しております。

## 第6号議案 監査役報酬改定の件

当社においては、経営への監督及び監査機能を担い、業務執行を担う立場にない監査役の報酬については、固定報酬である基本報酬のみとしてまいりました。

そして、2005年6月29日開催の（旧）三共株式会社の第151回定時株主総会及び（旧）第一製菓株式会社の第127回定時株主総会において、監査役の基本報酬総額は1事業年度1億2千万円以内として支給することをご承認頂き、当該報酬枠の範囲内で、監査役会の協議を経て支給してまいりました。

今般、産業界の上位水準を志向するに相応しい報酬水準とすること、及び、監査業務の増大、並びに、監査領域の広がり等を踏まえ、監査役の報酬枠を1事業年度1億8千万円以内としたいと存じます。

第3号議案及び本議案を原案どおりご承認頂いた場合、本議案の対象となる監査役は5名（うち、社外監査役3名）となります。

なお、経営への監督及び監査機能を担い、業務執行を担う立場にない監査役の報酬については、引き続き、固定報酬である基本報酬のみといたします。

## 第7号議案 取締役等に対する中計業績連動株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、従前、基本報酬、年次業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成されていますが、今般、産業界の上位水準を志向するに相応しい報酬水準とすること、及び、企業価値の一層の向上を動機づけるインセンティブ強化のために、変動報酬比率を高める報酬構成とすること等を目的とし、役員報酬制度の見直しを行うことといたしました。

そして、その一環として、長期インセンティブ報酬となる中計業績連動株式報酬としては、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画の

業績達成に連動した報酬を、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社執行役員（以下、総称して「対象取締役等」という。）を対象とする新たなインセンティブ・プランとして、グローバルでも主流なパフォーマンス・シェア（業績連動株式報酬）の性質を持つ信託型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案は、取締役の基本報酬総額（第5号議案「取締役報酬改定の件」が原案どおり承認可決されますと、1事業年度6億3千万円以内（うち、社外取締役に対する基本報酬総額を、1事業年度1億4千万円以内）（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）、年次業績連動賞与総額（第5号議案「取締役報酬改定の件」が原案どおり承認可決されますと、1事業年度8億5千万円以内）及び譲渡制限付株式報酬総額（第5号議案「取締役報酬改定の件」が原案どおり承認可決されますと、1事業年度1億6千万円以内）とは別枠で、対象取締役等に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は19名）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記2.(2)に定義される。）の当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下本議案において「対象期間」という。）中に新たに取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、対象取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

また、本議案の内容は、本制度の導入が対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること及び株主との利害共有を促進することを目的としていること、当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容（現行の当該方針は事業報告36頁に記載のとおりであり、本議案をご承認頂くことを条件に、その内容を株主総会参考書類14頁（ご参考）に記載のとおりに変更することを予定しております。）との関係においても、報酬額の算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容といえること、当社の業況その他諸般の事情を総合的に考慮した上で決定されたものであり、相当であると判断しております。

なお、本制度の導入に関し、報酬委員会、取締役会の審議結果を踏まえた上で本議案を付議しております。

## 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として、当社が設定した信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響 当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・ 1事業年度あたり8億円に対象期間に応じた事業年度数を乗じた額（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については5事業年度を対象として40億円）
本信託から対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業年度あたりに対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限は50万株（注）に対象期間に応じた事業年度数を乗じた数（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については5事業年度を対象として250万株）</li> <li>・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない</li> </ul> <p>（注）当社株式数の発行済株式の総数（2021年3月31日時点の自己株式控除後）に対する割合は約0.03%</p>
③ 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期経営計画における会社業績目標指標（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については売上収益、研究開発費控除前コア営業利益<sup>*1</sup>率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSR<sup>*2</sup>）の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動</li> </ul>
④ 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・ 退任後

※1 コア営業利益：経常的な収益性を示す指標として営業利益から一過性の損益（その他収益、その他費用）を除く

※2 TSR：Total Shareholder Returns（株主総利回り）の略

### (2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とします。なお、今後、外部環境に応じて中期経営計画の対象となる期間を見直した場合には、当該期間に対応した期間を対象期間として定めることとします。

当社は、1事業年度ごとに、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために、8億円（当初の対象期間については5事業年度を対象として40億円）を上限とする金員を拠出し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とし、対象期間を対象とした信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

当社は、対象取締役等に対するポイント（下記(3)に定める。）を付与し、本信託は対象取締役等が受益者要件を充足した場合に当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を対象期間に併せて延長します。引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、対象取締役等に対する交付等の対象となる残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1事業年度あたりの上限額である8億円に対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

### (3) 対象取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位に基づいて付与されるポイントの対象期間の累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（当初の対象期間においては、2021年度に公表した当社の中期経営計画に掲げている売上収益、研究開発費控除前コア営業利益率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSRを採用する予定です。）の目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で決定し、1ポイントにつき当社株式1株を交付します。

なお、信託期間中に当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他ポイント数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該ポイント数を必要に応じて

合理的な範囲で調整いたします。

対象取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数は、1事業年度あたりの上限数である50万株に対象期間の事業年度数を乗じた数（当初対象期間については、5事業年度を対象とするため250万株）を上限とします。なお、取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

#### (4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任後に、上記(3)に基づき算出される株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該株式交付ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に対象取締役等が死亡した場合には、その時点で付与されている株式交付ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該対象取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

#### (5) クローバック条項

対象取締役等に算定基礎である財務指標に会計上の重大な誤り又は不正があった場合や、巨額な減損損失等を計上した場合、当社は、当該対象取締役等に対し、本制度における交付済み株式数（納税資金のために売却した株式数を含む。）に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得た額につき、一部又は全額の賠償を求めることができるものとします。

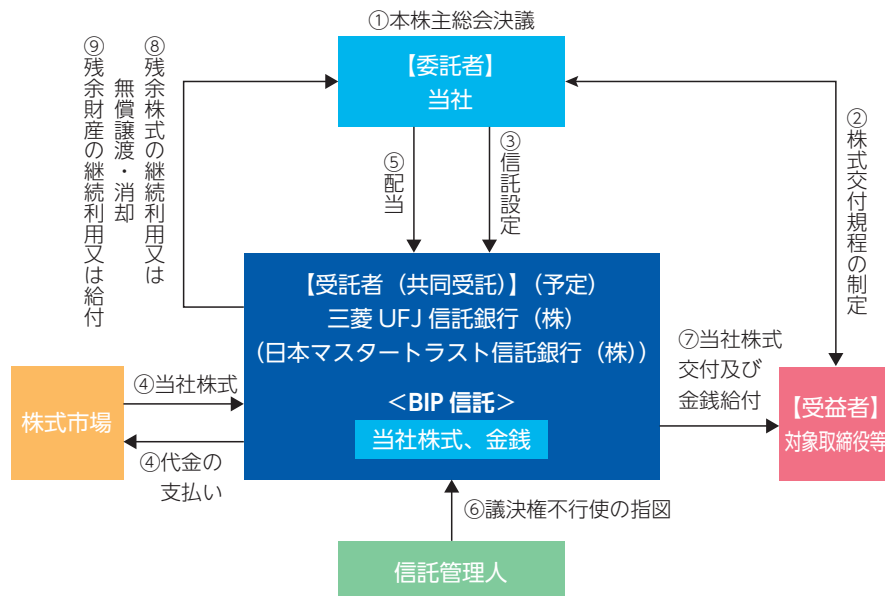
#### (6) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

#### (ご参考：本制度の概要)



- ① 当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とするBIP信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 受益者要件を満たす対象取締役等は、対象期間において、株式交付規程に従い、毎年一定のポイントの付与を受けた上で、対象期間の累積値に業績連動係数を乗じて算出したポイントに基づき、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中における目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式がある場合、取締役会決議により信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として、本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

**ご参考 当社の新たな役員報酬制度の概要**

当社は、報酬委員会における継続的な審議を経て、2021年3月31日開催の取締役会にて、2021年度以降の役員報酬制度を見直すことについて、2021年5月13日開催の取締役会にて中計業績連動株式報酬を導入することについて、株主の皆様にご承認をお願いすることを決議いたしました。本株主総会第5号議案「取締役報酬枠改定の件」から第7号議案「取締役等に対する中計業績連動株式報酬等の額及び内容決定の件」に関して、株主の皆様にご承認頂いた場合における新たな役員報酬制度の概要は、以下のとおりです。

**取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針**

**1. 報酬方針**

当社の取締役の報酬等は、以下の考え方にに基づき制度設計しております。

- 優秀な人材を確保・維持できる報酬水準を備えた報酬制度
- 中長期に亘る持続的な成長へ向けた動機付けとなり、企業価値・株主価値の向上に資する報酬制度
- ステークホルダーへの説明責任を果たすことができる、透明性のある公正で合理的な報酬制度

**2. 報酬水準**

当社の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の上位水準を志向して設定しております。具体的には、東京証券取引所に上場する会社のうち時価総額上位100社以内の企業群を主な比較対象とし、国内大手製薬企業の水準についても参照いたします。

**3. 報酬構成**

**社内取締役**

固定報酬である基本報酬、並びに変動報酬である短期インセンティブ報酬としての年次業績連動賞与、長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬及び中計業績連動株式報酬の4つの報酬構成とすることにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる報酬構成としております。なお、退職慰労金制度は採用しておりません。

**社外取締役**

経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはない社外取締役の報酬構成については、固定報酬である基本報酬のみとしております。インセンティブ報酬及び退職慰労金制度は採用しておりません。

**4. 報酬構成割合**

代表取締役社長兼CEOの報酬等の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、基本報酬40%、年次業績連動賞与30%、譲渡制限付株式報酬15%、中計業績連動株式報酬15%となるように設計しております。

他の社内取締役の報酬構成割合は、代表取締役社長兼CEOの報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定いたします。

社外取締役の報酬等は、基本報酬のみとしております。

代表取締役社長兼CEO	基本報酬 (固定) 40%	年次業績連動賞与 30%	譲渡制限付株式報酬 15%	中計業績連動株式報酬 15%
社外取締役	基本報酬 (固定) 100%			

**5. 基本報酬**

取締役の基本報酬は、在任中、毎月一定期日に支給するものとし、個人別の報酬額は、報酬方針・報酬水準に沿って決定されております。

**6. 年次業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）**

短期インセンティブ報酬となる年次業績連動賞与の支給額は、当該事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益、売上収益、コア営業利益率の期初に公表する業績予想値の達成度、また、期初に設定した各役員目標・課題の達成度に応じて決定いたします。

支給額の算定式、並びに年次業績連動賞与の評価割合及び仕組みは以下のとおりといたします。

(1) 年次業績連動賞与の算定式

賞与支給額＝役員別の基準額×年度目標達成度（親会社の所有者に帰属する当期利益＋売上収益＋コア営業利益率）×業績評価

(2) 年度目標達成度（評価割合及び仕組み）

年度目標達成指標	評価割合	評価係数変動幅	目標（以下を目安に設定）
親会社の所有者に帰属する当期利益	80%	0～200%	上限：目標×120% 目標：期初公表予想値 下限：目標×80%
売上収益	10%	0～200%	上限：目標×105% 目標：期初公表予想値 下限：目標×95%
コア営業利益率	10%	0～200%	上限：目標×115% 目標：期初公表予想値 下限：目標×85%
合計	100%	0～200%	

### (3) 業績評価

期初に設定した各役員の目標・課題の達成度に応じて、係数に変換して計算いたします。

- ① 会長及び社長の業績評価は、指名・報酬合同委員会に諮問の上、決定される評価を適用いたします。
- ② その他の取締役については、業績会議において審議の上で社長により決定される評価を適用いたします。なお、取締役の評価結果は、報酬委員会へ報告いたします。

	指標	係数	評価方法
会長・社長	研究開発進捗等全社課題 後継者育成等	50~150%	指名・報酬合同委員会に諮問のうえ、決定
その他の取締役	部門（個人）目標	80~120%	業績評価（社長）

## 7. 譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ報酬）

長期インセンティブ報酬となる譲渡制限付株式報酬は、取締役が当社株式を継続して保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を可能な限り、より長期に亘り実現させることを目的とし、原則として毎年、取締役の退任直後時点までの譲渡制限が付された当社株式を交付するものといたします。発行又は処分される当社の普通株式総数に関しては年24万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合、その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。）といたします。

譲渡制限付株式報酬の支給に際しては、当社の取締役会決議に基づき取締役に対して金銭報酬債権が支給され、取締役は支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の交付を受けるものといたします。

当社の普通株式の交付に際しては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、取締役は当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該割当契約において定める一定期間中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

なお、当該割当契約においては、①譲渡制限期間中に当社の取締役を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他取締役会が正当な理由がある場合として認める場合を除き、当社は、譲渡制限付株式の全部を無償取得すること、②役員提供期間中に任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により取締役を退任又は退職した場合には、当社は、譲渡制限を解除する株式数や解除時期を必要に応じて合理的に調整し、譲渡制限が解除されないことが確定した譲渡制限付株式を無償取得することなどを定めるものといたします。

交付される譲渡制限付株式報酬の数は、役員ごとの譲渡制限付株式報酬の額を、

取締役会における割当決議前日の当社の普通株式の市場株価終値で除した株数といたします。

## 8. 中計業績連動株式報酬（長期インセンティブ報酬）

長期インセンティブ報酬となる中計業績連動株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画の業績達成に連動した報酬として、社内取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対してパフォーマンス・シェア（業績連動株式報酬）の性質を持つ信託型株式報酬制度といたします。

中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」といい、当初の対象期間は第5期中期経営計画（2021~2025年度）とします。）を対象とした信託期間を設定します。

対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役員に基づいて付与されるポイントの対象期間の累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（当初の対象期間においては、2021年度に公表した当社の中期経営計画に掲げている売上収益、研究開発費控除前コア営業利益率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSRを採用する予定です。）の目標値に対する達成度等に応じて、0~200%の範囲で決定し、1ポイントにつき当社の普通株式1株を交付いたします。なお、信託期間中に当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合、その他ポイント数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該ポイント数を必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。対象期間中に対象取締役等に対して交付等を行う当社の普通株式等の総数は、1事業年度あたりの上限数である50万株に当該期間の事業年度数を乗じた数（当初対象期間については、5事業年度を対象とするため250万株）を上限といたします。なお、対象取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として退任後で、交付される株式の50%は、源泉所得税等の納税資金に充当することを目的として、金銭に換価して支給されます。株式及び金銭の給付は三菱UFJ信託銀行株式会社の役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を通じて行います。



目標達成指標	評価割合	評価係数変動幅	目標（以下を目安に設定）
売上収益	20%	0~200%	上限：目標×110% 目標：中計公表予想値 下限：目標×90%
研究開発費控除前 コア営業利益率	20%	0~200%	上限：目標×120% 目標：中計公表予想値 下限：目標×80%
ROE	20%	0~200%	上限：目標×140% 目標：中計公表予想値 下限：目標×60%
研究開発進捗	15%	0~200%	研究開発業績（3ADCの新規適応上市数、 初期・後期のパイプライン価値）
ESG指標	10%	0~200%	Dow Jones Sustainability Indices、 FTSE Russell、Access to Medicineに 基づく評価
相対TSR	15%	0~200%	上限：配当込みTOPIXとの比較結果×150% 目標：配当込みTOPIXとの比較結果×100% 下限：配当込みTOPIXとの比較結果×50%
合計	100%	0~200%	

## 9. クローバック条項

会計上の重大な誤り、又は不正が明らかになった場合、あるいは巨額な損失を計上した場合、報酬委員会への諮問を経て、取締役会の決議により、年次業績連動賞与及び中計業績連動株式報酬について、受け取った報酬の一部又は全額の返還を請求できるクローバック条項を設けるものとします。

本条項は、2021年度の年次業績連動賞与及び中計業績連動株式報酬より適用対象となり、以後、全ての期間において適用されるものとします。

## 10. 報酬ガバナンス・決定手続

取締役及び執行役員の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。なお、報酬委員会は、社外取締役のみで構成され、オブザーバーとして社外監査役1名が参加し、委員長は委員の互選により選定されます。

報酬委員会は、報酬制度、報酬構成、役位ごとの報酬水準の検証と見直し、年次業績連動賞与及び中計業績連動株式報酬の目標設定・結果確認及び譲渡制限付株式の割当等について、十分に審議いたします。

当社の取締役の個人別の報酬の額等は、まず報酬委員会において審議された後、当該審議結果を踏まえ、報酬の種類ごとに株主総会で決議された報酬総額内で取締役会決議により決定されております。

## 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

監査役の報酬等は、経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはないという役割に鑑みて、固定報酬である基本報酬のみとしております。

基本報酬の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の上位水準を志向して設定しております。具体的には、東京証券取引所に上場する会社のうち時価総額上位100社以内の企業群を主な比較対象とし、国内大手製薬企業の水準についても参照いたします。

監査役の個人別の報酬の額等は、株主総会で決議された報酬総額内で、監査役会において協議し、監査役全員同意の上、決定しております。

### 本株主総会でご承認をお願いする事項・報酬総額（上限金額）

報酬枠	改定前			改定後（第17期以降）			
	社内 取締役	社外 取締役	監査役	社内 取締役	社外 取締役	監査役	
固定	基本報酬		4.5億円	1.2億円	6.3億円 (うち社外取締役 1.4億円)	1.8億円	
変動	短期 インセン ティブ 報酬	年次業績 連動賞与	総会決議	① -	- ②	8.5億円	-
	長期 インセン ティブ 報酬	譲渡 制限付 株式報酬	1.4億円	-	-	1.6億円	-
		中計業績 連動株式 報酬	-	-	- ④	執行役員 含め 1事業年度 8.0億円	-

- ① 本株主総会第4号議案で、第16期にかかる年次業績連動賞与として、ご承認をお願いするものです。
- ② 本株主総会第5号議案で、第17期以降の取締役の基本報酬、年次業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬枠として、ご承認をお願いするものです。
- ③ 本株主総会第6号議案で、第17期以降の監査役の基本報酬の報酬枠として、ご承認をお願いするものです。
- ④ 本株主総会第7号議案で、第17期以降の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員を対象とした中計業績連動株式報酬の導入に係る報酬枠として、ご承認をお願いするものです。

## 1 当社グループの現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

## ① 業績全般の概況

## 連結業績

(単位：百万円。百万円未満切捨て)

	2020年3月期	2021年3月期	対前期増減	
売上収益	981,793	<b>962,516</b>	<b>△19,276</b>	(△2.0%)
売上原価	343,206	<b>338,289</b>	<b>△4,917</b>	(△1.4%)
販売費及び一般管理費	302,320	<b>333,079</b>	<b>30,758</b>	(10.2%)
研究開発費	197,465	<b>227,353</b>	<b>29,888</b>	(15.1%)
営業利益	138,800	<b>63,795</b>	<b>△75,005</b>	(△54.0%)
税引前利益	141,164	<b>74,124</b>	<b>△67,039</b>	(△47.5%)
親会社の所有者に 帰属する当期利益	129,074	<b>75,958</b>	<b>△53,116</b>	(△41.2%)
当期包括利益合計額	101,602	<b>114,982</b>	<b>13,379</b>	(13.2%)

## グローバル主力品売上収益

(単位：百万円。百万円未満切捨て)

一般名 (主な製品名)	2020年3月期	2021年3月期	対前期増減	
トラスツズマブ デルクステカン (エンハーツ) 抗悪性腫瘍剤 (抗HER2抗体薬物複合体)	13,958	<b>43,470</b>	<b>29,511</b>	(211.4%)
エドキサバン (リクシアナ) 抗凝固剤	154,032	<b>165,928</b>	<b>11,895</b>	(7.7%)
オルメサルタン 高血圧症治療剤	100,830	<b>91,820</b>	<b>△9,010</b>	(△8.9%)
プラスグレル 抗血小板剤	18,134	<b>17,325</b>	<b>△809</b>	(△4.5%)

## ■主要通貨の日本円への換算レート (期中平均レート)

	2020年3月期	2021年3月期
1米ドル/円	108.75	<b>106.06</b>
1ユーロ/円	120.83	<b>123.70</b>

## a. 売上収益

- ・当期 (2020年4月1日~2021年3月31日) の売上収益は、前期比193億円 (2.0%) 減収の9,625億円となりました。
- ・グローバル主力品**エンハーツ** (一般名:トラスツズマブ デルクステカン T-DXd/DS-8201)、**リクシアナ**等の伸長に加え、アストラゼネカとの**ダトポタマブ デルクステカン (Dato-DXd/DS-1062)** のグローバル開発及び商業化に係る契約時一時金の収益計上 (39億円) 等があったものの、国内における薬価改定やワクチン販売提携の終了、**メモリー**、**イナビル**や**インジェクタファー**の減収等により、減収となりました。
- ・売上収益に係る為替の減収影響は53億円でした。

## b. 営業利益

- ・営業利益は、前期比750億円 (54.0%) 減益の638億円となりました。
- ・売上原価は、売上収益が減少したものの、前期は高槻工場の譲渡に伴う子会社売却益 (188億円) 等が含まれていたため、前期並みの3,383億円となりました。
- ・販売費及び一般管理費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売促進費の減少があったものの、**エンハーツ**に係る費用増 (販促費及びプロフィット・シェア) 及びワクチン事業損失補償金 (150億円) に加え、前期は日本橋ビル売却に伴う有形固定資産売却益 (106億円) が含まれていたため、308億円 (10.2%) 増加の3,331億円となりました。
- ・研究開発費は、**エンハーツ**や**Dato-DXd**に係るアストラゼネカとのコストシェアによる費用減があったものの、3つの主力ADC (3ADC) への研究開発投資や、がんプロジェクトの開発体制強化に伴う費用増等により、299億円 (15.1%) 増加の2,274億円となりました。
- ・営業利益に係る為替の影響は軽微でした。

## c. 税引前利益

- ・税引前利益は、前期比670億円 (47.5%) 減益の741億円となりました。
- ・為替差損益の改善等により、金融収支が81億円改善し、営業利益に比べて減益額が小幅となりました。

## d. 親会社の所有者に帰属する当期利益

- ・親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比531億円 (41.2%) 減益の760億円となりました。
- ・将来の課税所得見込額の増加に伴い繰延税金資産が増加し、法人税等がマイナスとなったことから、税引前利益に比べて減益額が小幅となりました。

## e. 当期包括利益合計額

- ・当期包括利益合計額は、前期比134億円 (13.2%) 増益の1,150億円となりました。
- ・金融資産評価差額金及び海外子会社の純資産に係る為替換算差額が改善したことから、前期に比べ増益となりました。

## 地域別売上状況

当社グループの主な地域別売上状況は、次のとおりです。



- 日本の売上収益は、前期比457億円（7.6%）減収の5,563億円となりました。

### 国内医薬事業

- 国内医薬事業では、**タリージェ**等が伸長したものの、薬価改定や独占販売期間の満了に伴うジェネリック参入による**メマリー**の減収、ワクチン販売提携の終了、季節性インフルエンザの流行が低調であることによる**イナビル**の減収等により、売上収益は444億円（8.3%）減収の4,891億円となりました。  
なお、この売上収益には、ワクチン事業及び第一三共エスファ株式会社を取り扱うジェネリック事業の売上収益が含まれております。
- 2020年5月、**エンハーツ**を「化学療法歴のあるHER2陽性の手術不能又は再発乳癌（標準的な治療が困難な場合に限る）」の適応症で新発売しました。
- 2020年12月、抗てんかん剤**ビムパット**について、販売提携先であるユーシービー・ジャパン株式会社が「てんかん患者の強直間代発作に対する併用療法」の効能・効果を追加する一部変更承認を取得しました。
- 2021年1月、片頭痛発作の発症抑制薬**エムガルティ**について、販売提携先である日本イーライリリー株式会社が「片頭痛発作の発症抑制」の効能・効果で、製造販売承認を取得しました。
- 2021年2月、当社が製造販売を行っている長期収載品11製品について、製造販売承認をアルフレッサ ファーマ株式会社へ承継（譲渡）することを決定しました。

### ヘルスケア事業

- ヘルスケア事業の売上収益は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前期比13億円（1.8%）減収の672億円となりました。

### 日本の主な売上構成

(単位：億円。億円未満四捨五入)

	2020年3月期	2021年3月期	対前期増減
国内医薬事業*	5,335	4,891	△444 (△8.3%)
ヘルスケア事業	685	672	△13 (△1.8%)

\* ジェネリック事業、ワクチン事業を含む。

## 国内医薬主力品売上収益

(単位：億円。億円未満四捨五入)

製品名	2020年3月期	2021年3月期	対前期増減
ネキシウム 抗潰瘍剤	798	778	△19 (△2.4%)
リクシアナ 抗凝固剤	830	774	△56 (△6.8%)
プラリア 骨粗鬆症治療剤・関節リウマチに伴う骨びらんの進行抑制剤	309	346	37 (11.9%)
メマリー アルツハイマー型認知症治療剤	505	184	△321 (△63.5%)
テネリア 2型糖尿病治療剤	247	242	△5 (△1.9%)
ロキソニン 消炎鎮痛剤	283	242	△41 (△14.5%)
ランマーク がん骨転移による骨病変治療剤	179	193	14 (8.1%)
イナビル 抗インフルエンザウイルス剤	193	36	△156 (△81.2%)
タリージェ 疼痛治療剤	80	206	126 (157.6%)
カナリア 2型糖尿病治療剤	128	154	26 (20.3%)
ビムパット 抗てんかん剤	112	145	34 (30.3%)
エフィエント 抗血小板剤	140	141	1 (0.6%)
レザルタス 高血圧症治療剤	146	131	△15 (△10.1%)
オルメテック 高血圧症治療剤	117	92	△24 (△20.8%)
エンハーツ 抗悪性腫瘍剤 (抗HER2抗体薬物複合体)	—	44	44 (—)



リクシアナ



タリージェ

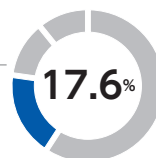


エンハーツ

## b. 北米

売上収益：1,691億円（前期比3.8%増）

構成比 17.6%



・北米の売上収益は、前期比62億円（3.8%）増収の1,691億円、現地通貨ベースでは、95百万米ドル（6.4%）増収の1,594百万米ドルとなりました。

なお、この売上収益には、第一三共Inc.とアメリカン・リージェントInc.の売上収益が含まれております。

・第一三共Inc.では、**エンハーツ**の寄与により、増収となりました。

・アメリカン・リージェントInc.では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、**インジェクタファー**等が減収となりました。

## 第一三共Inc.主力品売上収益

(単位：百万米ドル。百万米ドル未満四捨五入)

製品名	2020年3月期	2021年3月期	対前期増減
エンハーツ 抗悪性腫瘍剤（抗HER2抗体薬物複合体）	30	243	213 (715.8%)
オルメサルタン* 高血圧症治療剤	91	81	△10 (△10.9%)
ウェルコール 高コレステロール血症治療剤・2型糖尿病治療剤	84	47	△37 (△43.8%)

\* ベニカー/ベニカーHCT、エイゾール、トライベンゾール及びオルメサルタンのオーソライズド・ジェネリック

## アメリカン・リージェントInc.主力品売上収益

(単位：百万米ドル。百万米ドル未満四捨五入)

製品名	2020年3月期	2021年3月期	対前期増減
インジェクタファー 鉄欠乏性貧血治療剤	477	416	△61 (△12.7%)
ヴェノファー 鉄欠乏性貧血治療剤	285	272	△13 (△4.7%)

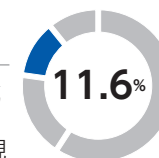


ENHERTU (エンハーツ)

## c. 欧州

売上収益：1,117億円（前期比16.9%増）

構成比 11.6%



・欧州の売上収益は、前期比161億円（16.9%）増収の1,117億円、現地通貨ベースでは、114百万ユーロ（14.4%）増収の903百万ユーロとなりました。

・**リクシアナ**が順調に伸長し、加えて第一三共フランスS.A.S.の長期収載品の譲渡益を計上したことにより、増収となりました。

・2020年11月、高コレステロール血症治療剤**NILEMDO**（ベムペド酸の単剤）及び**NUSTENDI**（ベムペド酸とエゼチミブの配合剤）を新発売しました。

・2021年2月、**エンハーツ**を「2つ以上の抗HER2療法を受けた手術不能または転移性のHER2陽性乳がん」の適応症で新発売しました。

## 第一三共ヨーロッパGmbH主力品売上収益

(単位：百万ユーロ。百万ユーロ未満四捨五入)

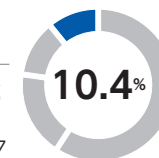
製品名	2020年3月期	2021年3月期	対前期増減
リクシアナ 抗凝固剤	509	620	111 (21.7%)
オルメサルタン* 高血圧症治療剤	203	174	△29 (△14.4%)
エフィエント 抗血小板剤	21	13	△8 (△38.0%)

\* オルメテック/オルメテックプラス、セビカー及びセビカーHCT

## d. アジア・中南米

売上収益：997億円（前期比1.4%増）

構成比 10.4%



・アジア・中南米の売上収益は、前期比13億円（1.4%）増収の997億円となりました。なお、この売上収益には、海外ライセンスへの売上収益等が含まれております。



NILEMDO/NUSTENDI

## ② 研究開発の状況

- ・当社グループは、3ADC<sup>\*1</sup>（トラスツマブ デルクステカン：T-DXd/DS-8201、ダトポタマブ デルクステカン：Dato-DXd/DS-1062、パトリツマブ デルクステカン：HER3-DXd/U3-1402）の製品価値最大化を目指してリソースを集中投入するとともに、持続的成長の実現に向けてSOC<sup>\*2</sup>を変革する製品群（Alpha）の創薬を目指す「3 and Alpha」戦略のもと、研究開発に取り組んでおります。
- ・パートナーリングの積極的な活用や、新規モダリティ<sup>\*3</sup>の技術研究等を通じた創薬力の強化に取り組むとともに、グローバル臨床開発の加速化にも注力しております。中長期的には、がんに加え、当社のサイエンス&テクノロジーの優位性を活かして様々な疾患に対する治療薬創製を目指しております。

## 3ADC

当期末（2021年3月31日）における、3ADCの臨床開発の状況は次の通りです。

### a. トラスツマブ デルクステカン（T-DXd/DS-8201：抗HER2 ADC、日米製品名：エンハーツ）

日米において、製品名エンハーツとして販売しております。製品価値の最大化を図るため、がん領域のグローバル事業において豊富な経験を持つアストラゼネカと本剤を共同で開発しております。

### 乳がん

- DESTINY-Breast01試験（フェーズ2、単独投与、3次治療）
  - ・抗HER2 ADC T-DM1の治療を受けたHER2陽性乳がんの患者を対象としたグローバル試験の結果に基づき、米国においては「転移性の乳がんに対する治療として2つ以上の抗HER2療法を受けたHER2陽性の手術不能または転移性乳がん」を適応として、また国内においては「化学療法歴のあるHER2陽性の手術不能又は再発乳がん（標準的な治療が困難な場合に限る）」を適応として承認を取得し、販売開始しております。
  - ・2020年12月、米国サンアントニオ乳がんシンポジウム（SABCS）において、本試験の最新データを発表しました。
  - ・2021年1月、欧州連合（EU）において、2021年2月には英国において「2つ以上の抗HER2療法を受けた手術不能または転移性のHER2陽性乳がん」を適応として承認を取得しました。なお、欧州医薬品庁より迅速審査<sup>\*4</sup>の指定を受けておりました。

### 用語解説

- ※1 ADC（Antibody Drug Conjugateの略）：抗体薬物複合体。抗体医薬と薬物（低分子医薬）を適切なリンカーを介して結合させた医薬品で、がん細胞に発現している標的因子に結合する抗体医薬を介して薬物をがん細胞へ直接届けることで、薬物の全身曝露を抑えつつ、がん細胞への攻撃力を高めた薬剤
- ※2 SOC（Standard of Careの略）：現在の医学では最善とされ、広く用いられている治療法
- ※3 新規モダリティ：ADC、核酸医薬、治療用ウイルス、細胞治療等の新規治療手段
- ※4 迅速審査：欧州医薬品庁（EMA）において、公衆衛生及び治療上の革新性の観点から多大な貢献が期待される薬剤に対して指定されるもので、審査期間の短縮が見込まれる。

- DESTINY-Breast02試験（フェーズ3、単独投与、3次治療）
  - ・抗HER2 ADC T-DM1等の前治療を受けたHER2陽性乳がんの患者を対象とした、本剤の有効性と安全性を医師選択治療と比較検討するグローバル試験を実施しております。
- DESTINY-Breast03試験（フェーズ3、単独投与、2次治療）
  - ・抗HER2抗体トラスツマブ等の前治療を受けたHER2陽性乳がん患者を対象とした、本剤の有効性と安全性をT-DM1と比較検討するグローバル試験を実施しております。
- DESTINY-Breast04試験（フェーズ3、単独投与、3次治療以降）
  - ・HER2低発現乳がん患者を対象とした、本剤の有効性と安全性を医師選択治療と比較検討するグローバル試験を実施しております。
- DESTINY-Breast05試験（フェーズ3、単独投与、術前療法後）
  - ・2020年11月、術前療法後に浸潤性残存病変を有する再発リスクの高いHER2陽性乳がん患者を対象とした、本剤の有効性と安全性をT-DM1と比較検討するグローバル試験を開始しました。
- DESTINY-Breast06試験（フェーズ3、単独投与、化学療法未治療）
  - ・2020年7月、内分泌療法を受けた化学療法未治療のHER2低発現乳がん患者を対象とした、本剤の有効性と安全性を医師選択治療と比較検討するグローバル試験を開始しました。
- DESTINY-Breast07試験（フェーズ1b/2、併用、2次治療/1次治療）
  - ・2021年1月、HER2陽性乳がん患者を対象とした、各種抗がん剤との併用による有効性と安全性を評価するグローバル試験を開始しました。
- DESTINY-Breast08試験（フェーズ1b、併用、化学療法未治療）
  - ・2021年1月、HER2低発現乳がん患者を対象とした、各種抗がん剤との併用を評価するグローバル試験を開始しました。
- BEGONIA試験（フェーズ1b/2、併用、1次治療）
  - ・トリプルネガティブ乳がん患者を対象とした、免疫チェックポイント阻害剤デュルマブ（以下「イミフィンジ」）との併用を評価する試験を米国、欧州及びアジアで実施しております。

## 胃がん

- DESTINY-Gastric01試験（フェーズ2、単独投与、3次治療）
  - ・トラスツズマブを含む2つ以上の前治療を受けたHER2陽性胃腺がん患者または胃食道接合部腺がん患者を対象とした日本及び韓国での試験の結果に基づき、2020年4月に国内において承認申請を行い、2020年9月に「がん化学療法後に増悪したHER2陽性の治癒切除不能な進行・再発の胃癌」を適応として承認を取得しました。なお、厚生労働省より**先駆け審査指定**<sup>※5</sup>を受けておりました。
  - ・2020年5月、米国臨床腫瘍学会（ASCO）において主解析結果を発表しました。
  - ・2021年1月、米国において「トラスツズマブを含む前治療を受けたHER2陽性の局所進行または転移性の胃腺がんまたは胃食道接合部腺がん」を適応として承認を取得しました。なお、米国食品医薬品局（以下「FDA」）より**画期的治療薬（Breakthrough Therapy）指定**<sup>※6</sup>、**希少疾病用医薬品（Orphan Drug）指定**<sup>※7</sup>、**優先審査指定**<sup>※8</sup>を受けておりました。
- DESTINY-Gastric02試験（フェーズ2、単独投与、2次治療）
  - ・HER2陽性胃がん患者を対象とした試験を欧米で実施しております。
- DESTINY-Gastric03試験（フェーズ1b／2、併用、2次治療／1次治療）
  - ・2020年6月、HER2陽性胃がんまたは胃食道接合部腺がん患者を対象とした、複数他剤との併用を評価する試験を米国、欧州及びアジアで開始しました。

## 非小細胞肺がん

- DESTINY-Lung01試験（フェーズ2、単独投与、2次治療）
  - ・HER2陽性及びHER2変異の非小細胞肺がん患者を対象とした試験を日本、米国及び欧州で実施しております。
  - ・2020年5月、FDAよりHER2変異を有する転移性非小細胞肺がん治療を対象として**画期的治療薬（Breakthrough Therapy）指定**を受けました。
  - ・2020年5月、米国臨床腫瘍学会（ASCO）において、本試験のデータを発表しました。
  - ・2021年1月、世界肺癌学会（WCLC）において、本試験の最新データを発表しました。
- DESTINY-Lung02試験（フェーズ2、単独投与、2次治療）
  - ・2021年3月、HER2変異の非小細胞肺がん患者を対象とした、本剤6.4mg/kg及び5.4mg/kgの有効性と安全性を評価する試験を開始しました。
- HUDSON試験（フェーズ2、併用、2次治療）
  - ・抗PD-1/PD-L1を含む治療で病勢進行した非小細胞肺がん患者を対象とした、イミフィンジとの併用を評価する試験を米国、欧州及びアジアで実施しております。

## 用語解説

- ※5 **先駆け審査指定**：世界に先駆けて日本での革新的医薬品等の早期実用化を促すため、臨床試験や承認手続を優先して受けられる制度
- ※6 **画期的治療薬（Breakthrough Therapy）指定**：重篤な疾患を対象に、既存の治療薬よりも高い治療効果を示す可能性のある薬剤の開発と審査を促進し、患者により早く新薬を届けるために定められた米国における制度
- ※7 **希少疾病用医薬品（Orphan Drug）指定**：米国における患者数20万人未満の希少疾病に対する治療、診断、予防を目的とした医薬品を対象として指定され、税制優遇、助成金等の優遇措置を受けることが出来る制度
- ※8 **優先審査指定**：米国において、治療上重要な進歩をもたらす薬剤や、現在適切な治療法がない疾患への治療法を提供する薬剤に対して指定され、通常審査期間（10ヵ月目標）に比べ審査期間の短縮（6ヵ月目標）が見込まれる。

## 大腸がん

- DESTINY-CRC01試験（フェーズ2、単独投与、3次治療）
  - ・HER2陽性大腸がん患者を対象とした試験を日本、米国及び欧州で実施しております。
  - ・2020年5月、米国臨床腫瘍学会（ASCO）において主解析結果を発表しました。
- DESTINY-CRC02試験（フェーズ2、単独投与、3次治療）
  - ・2021年3月、HER2陽性大腸がん患者を対象とした、本剤6.4mg/kg及び5.4mg/kgの有効性と安全性を評価するグローバル試験を開始しました。

## その他

- ニボルマブとの併用試験（フェーズ1、併用、3次治療以降）
  - ・HER2陽性乳がん、膀胱がん患者を対象とした、免疫チェックポイント阻害剤ニボルマブとの併用を評価する試験を欧米でBristol-Myers Squibb Co.と実施しております。
  - ・2020年12月、米国サンアントニオ乳がんシンポジウム（SABCS）において、本試験の最新データを発表しました。
- ペムブロリズマブとの併用試験（フェーズ1、併用、3次治療以降）
  - ・HER2陽性乳がん、非小細胞肺がん患者を対象とした、免疫チェックポイント阻害剤ペムブロリズマブ（以下「キイトルーダ」）との併用を評価する試験を欧米でMerck & Co., Inc.と実施しております。
- DESTINY-PanTumor01試験（フェーズ2、単独投与、2次治療以降）
  - ・2021年1月、HER2変異の大腸がん、尿路上皮がん、胃がん、肝胆道がん、子宮内膜がん、メラノーマ、卵巣がん、子宮頸がん、唾液腺がん、すい臓がん、乳がん等のがん患者を対象としたグローバル試験を開始しました。
- DESTINY-PanTumor02試験（フェーズ2、単独投与、標準治療不応）
  - ・2020年8月、HER2発現の膀胱がん、胆道がん、子宮頸がん、子宮内膜がん、卵巣がん、すい臓がん、その他稀ながん患者を対象とした試験を米国及びアジアで開始しました。

## b. ダトポタマブ デルクステカン (Dato-DXd/DS-1062 : 抗TROP2 ADC)

2020年7月、アストラゼネカと本剤に関する戦略的提携契約を締結しました。製品価値の最大化を図るため、がん領域のグローバル事業において豊富な経験を持つアストラゼネカと本剤を共同で開発しております。

### 非小細胞肺癌

- TROPION-PanTumor01試験 (フェーズ1、単独投与)
  - ・標準治療不応の非小細胞肺癌患者を対象とした本剤単独投与のグローバルフェーズ1試験を実施しております。
  - ・2020年5月、米国臨床腫瘍学会 (ASCO) において、本試験のデータを発表しました。
  - ・2020年6月、本試験に標準治療不応のトリプルネガティブ乳がんの患者群を追加しました。
  - ・2021年1月、世界肺癌学会 (WCLC) において、本試験の最新データを発表しました。
- TROPION-Lung01試験 (フェーズ3、単独投与、2次治療以降)
  - ・2020年12月、Actionable遺伝子変異<sup>\*9</sup>の無い切除不能な非小細胞肺癌患者を対象とした、本剤の有効性と安全性をドセタキセルと比較検討するグローバル試験を開始しました。
- TROPION-Lung02試験 (フェーズ1、併用)
  - ・2020年10月、Actionable遺伝子変異の無い非小細胞肺癌患者を対象とした、キイトルーダとの併用を評価するフェーズ1試験を開始しました。
- TROPION-Lung04試験 (フェーズ1、併用)
  - ・2021年3月、Actionable遺伝子変異の無い非小細胞肺癌患者を対象とした、イミフィンジとの併用を評価するフェーズ1試験を開始しました。
- TROPION-Lung05試験 (フェーズ2、単独投与)
  - ・2020年12月、Actionable遺伝子変異を有する切除不能な非小細胞肺癌患者を対象としたグローバル試験を開始しました。

### 用語解説

※9 Actionable遺伝子変異 : EGFR変異等の治療ターゲットとなりうる遺伝子変異

※10 Gustave Roussy : Gustave Roussy Cancer Campus (GRCC) 仏パリ南部ヴェルジェイフにあるがん研究所

## c. パトリツマブ デルクステカン (HER3-DXd/U3-1402 : 抗HER3 ADC)

### 乳がん

- ・標準治療不応のHER3陽性がん患者を対象とした本剤単独投与のフェーズ1/2試験を日本及び米国で実施しております。

### 非小細胞肺癌

- ・EGFRチロシキナーゼ阻害剤を投与中に病勢進行したEGFR変異を有する非小細胞肺癌患者を対象とした本剤単独投与のフェーズ1試験をグローバルで実施しております。
- ・2020年9月、欧州臨床腫瘍学会 (ESMO) において本試験の中間データを発表しました。
- ・HERTHENA-Lung01試験 (フェーズ2、単独投与、3次治療以降)  
2021年2月、EGFR変異を有する非小細胞肺癌患者を対象としたグローバル試験を開始しました。

### 大腸がん

- ・2020年9月、HER3発現大腸がん患者 (3次治療) を対象とした本剤単独投与のフェーズ2試験を日本、米国及び欧州で開始しました。

## d. 研究提携ほか

- Gustave Roussy<sup>\*10</sup>との研究提携契約の締結
  - ・2020年7月、Dato-DXd、HER3-DXdに関してGustave Roussyが実施する臨床研究、トランスレーショナルリサーチ、他剤との併用療法検討等の包括的な研究プログラムのための支援に関する契約を締結しました。

## Alpha

当期（2020年4月1日～2021年3月31日）における、3ADC以外のプロジェクトの研究開発の進捗は次の通りです。

### 1) がん領域

#### a. DS-6157（抗GPR20 ADC）

・2020年5月、再発または進行性の消化管間質腫瘍（GIST）患者を対象とした本剤単独投与のフェーズ1試験を日本及び米国で開始しました。

#### b. DS-1055（抗GARP抗体）

・2020年10月、切除不能な固形がん患者を対象とした本剤単独投与のフェーズ1試験を日本及び米国で開始しました。

#### c. テセルパツレブ（DS-1647：G47Δ）

・2020年12月、悪性神経膠腫に係る再生医療等製品製造販売承認申請を国内で行いました。本剤は、厚生労働省より先駆け審査指定、**希少疾病用再生医療等製品**<sup>※11</sup>の指定を受けています。

#### d. アキシカブタゲン シロルユーセル：（Axi-Cel™：抗CD19 CAR-T細胞製品名：イエスカクタ）

・2021年1月、再発又は難治性の大細胞型B細胞リンパ腫の治療を目的とした再生医療等製品として国内製造販売承認を取得しました。

#### e. DS-6000（抗CDH6 ADC）

・2021年2月、切除不能な腎細胞がんと卵巣がん患者を対象とした本剤単独投与のフェーズ1試験を米国で開始しました。

### 2) がん以外の領域

#### a. ウルトラジェニクス社からの遺伝子治療薬製造技術の導入

・2020年4月、ウルトラジェニクス社と当社が保有するアデノ随伴ウイルス（AAV）ベクターを用いた遺伝子治療薬製造技術を非独占的に利用する契約を締結しました。

#### b. 三菱UFJキャピタル、名古屋工業大学とのオープンイノベーション研究の開始

・2020年4月、三菱UFJキャピタル株式会社、国立大学法人名古屋工業大学と視覚再生のための遺伝子治療薬に関するオープンイノベーション研究を開始しました。

#### c. プラスグレル（ADP受容体阻害剤）

・2020年7月、血栓性脳梗塞患者を対象とした国内フェーズ3試験（PRASTRO-III）において、主要評価項目を達成しました。

・2020年12月、本試験結果などに基づき国内製造販売承認事項一部変更承認申請を行いました。

#### d. エドキサバン（FXa阻害剤）

・2020年8月、非弁膜症性心房細動を有する出血リスクの高い高齢者を対象とした国内フェーズ3試験（ELDERCARE-AF試験）において、主要評価項目を達成しました。

・2020年9月、本試験結果に基づき国内製造販売承認事項一部変更承認申請を行いました。

#### e. ミロガバリン（ $\alpha_2\delta$ リガンド）

・2020年12月、脊髄損傷後神経痛患者を対象としたアジア（日本、韓国、台湾）でのフェーズ3試験において、主要評価項目を達成しました。

#### f. レナジルセン ナトリウム（DS-5141：ENA®オリゴヌクレオチド）

・2021年1月、デュシェンヌ型筋ジストロフィー患者を対象とした国内でのフェーズ1/2試験の結果を取得し、更なる解析を進めております。

#### ご参考

当社ホームページに、開発パイプライン表を含む研究開発への取り組みをご紹介します。こちらも是非ご参照ください。

<https://www.daiichisankyo.co.jp/rd/>

#### 用語解説

※11 **希少疾病用再生医療等製品**：対象患者数が国内において5万人未満、医療上特にその必要性が高いものなどの条件に合致するものとして、厚生労働大臣が指定する制度。税制措置、再審査期間の延長等の支援措置が与えられる。



### ③ 新型コロナウイルス感染症への取り組み

当社は、社会的に急務となっている新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）に対する予防・治療法の確立に向けて積極的に取り組んでおります。当社の持つ研究財産、技術及び知識を最大限に活用し、外部機関とも連携して、以下の研究開発を推進しております。

#### a. DS-5670：遺伝子（mRNA）ワクチン

- COVID-19の予防を目指し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」）が支援する「**新型コロナウイルス（2019-nCoV<sup>\*1</sup>）の制圧に向けての基盤研究<sup>\*2</sup>**」に参画し、当社が見出した**新規核酸送達技術<sup>\*3</sup>**を用いた「新型コロナウイルス（2019-nCoV）に対するmRNAワクチン開発」を分担しております。
- 2020年8月、厚生労働省の「**ワクチン生産体制等緊急整備事業<sup>\*4</sup>**（第1次公募）」の事業者に採択されました。
- 2020年8月、AMEDが実施する創薬支援推進事業「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する**ワクチン開発（企業主導型）<sup>\*5</sup>**（第2次公募）」にも採択されました。
- 2021年3月、健康成人及び健康高齢者を対象とした日本でのフェーズ1/2試験を開始しました。

#### b. DS-2319：ナファモスタット吸入製剤

- 2020年6月、COVID-19の治療を目指し、国立大学法人東京大学、国立研究開発法人理化学研究所および日医工株式会社と共同でナファモスタット吸入製剤の研究開発を実施するための基本合意書を締結しました。
- 抗インフルエンザウイルス薬 イナビルの開発で得た技術を活用して、ナファモスタットの吸入製剤化の研究開発を推進しております。
- 2021年3月、健康成人を対象とした日本でのフェーズ1試験を開始しました。

#### c. アストラゼネカの新型コロナウイルスワクチンの国内供給

- 2020年6月、アストラゼネカと英オックスフォード大学が開発中の新型コロナウイルスワクチンの国内における安定供給に向け、アストラゼネカと協議を進めることに合意しました。
- 2021年2月、アストラゼネカと本ワクチンの国内における製剤化（バイアル充填、包装等を含む）を受託するための製造委受託契約を締結し、2021年3月、国内での製剤化を開始しました。

#### 用語解説

- ※1 **2019-nCoV**：SARS-CoV-2の暫定名称で同義語
- ※2 **新型コロナウイルス（2019-nCoV）の制圧に向けての基盤研究<sup>\*2</sup>**：流行が世界各国へ拡大しているCOVID-19に関して、政府全体の緊急的な取り組みの一部として、AMEDが支援することを決定したワクチン開発課題の一つ
- ※3 **新規核酸送達技術**：脂質ナノ粒子構造を形成し、医薬品有効成分の安定化ならびに免疫細胞内への核酸デリバリーを実現することで、従来のワクチン技術と比較して、より至適な免疫応答を誘導することを確認
- ※4 **ワクチン生産体制等緊急整備事業**：COVID-19をはじめとした予期せぬ感染症の流行阻止・重症化予防に必要なワクチンを可能な限り迅速に製造し、日本国民のために確保するため、ワクチンを含むバイオ医薬品の実生産（大規模生産）体制を早期構築することを目的とした事業
- ※5 **ワクチン開発（企業主導型）**：企業においてすでに研究開発が進められているCOVID-19に対するワクチンの開発を重点的に支援し、安全かつ有効なワクチンを早期に実用化することを目的とした事業

### (2) 設備投資の状況

- 当社グループは、生産設備の増強・合理化及び研究開発の強化・効率化等を目的とした設備投資を継続的に実施しており、当期の設備投資額は401億円でした。

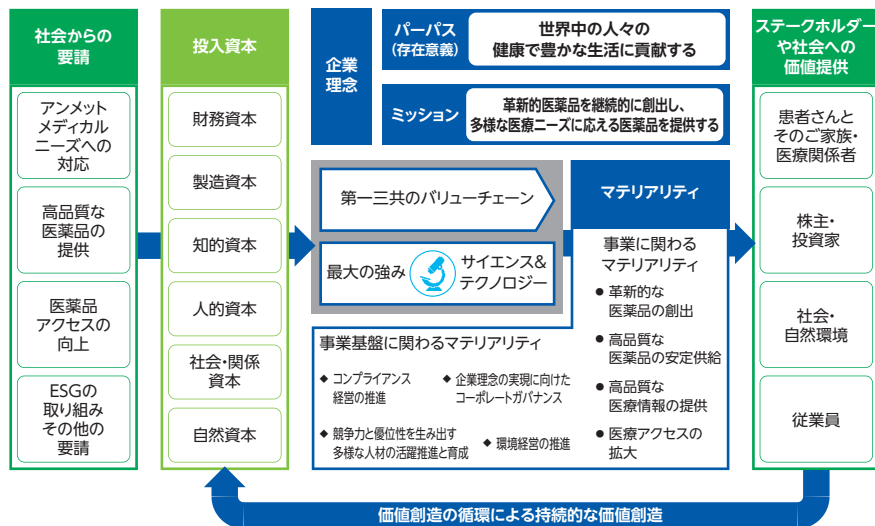
### (3) 資金調達状況

- 該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 第一三共の価値創造プロセスとESG経営

- ・当社グループでは、ESG経営を「ESGの要素を経営戦略に反映させることで、財務的価値と非財務的価値の双方を高める、長期目線に立った経営」と定義し、実践しています。
- ・社会からの多様な要請に応えるため、社内外の様々な経営資源を価値創造プロセスに投入し、「サイエンス&テクノロジー」を競争優位の最大の源泉として、各ステークホルダーや社会への価値を提供しています。この価値創造プロセスを循環させることで、企業と社会の持続的成長を両立させることができると考えています。
- ・中長期的な企業価値へ影響を及ぼす重要度と、様々なステークホルダーを含む社会からの期待の両面から、8つの重要課題をマテリアリティとして特定し、事業に関わるマテリアリティと事業基盤に関わるマテリアリティに整理しています。

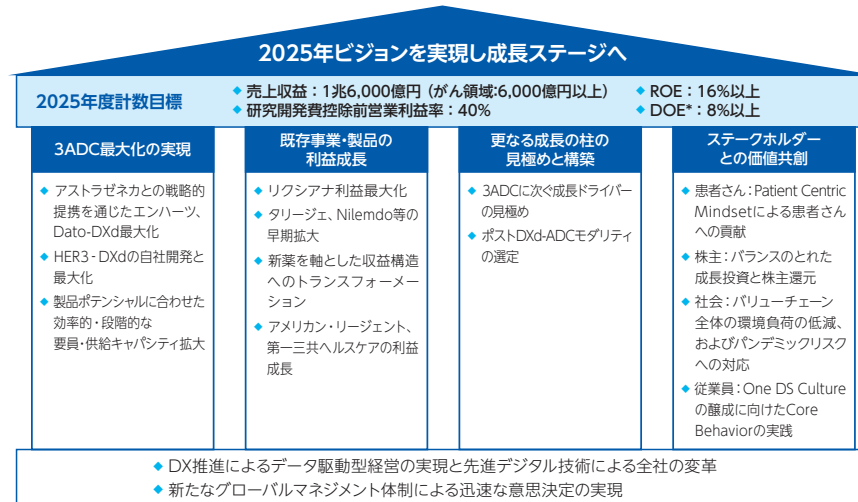


### ② 2030年ビジョン

- ・ESG経営のもと、新たに「サステナブルな社会の発展に貢献する先進的グローバルヘルスケアカンパニー」となることを2030年ビジョンとして掲げました。
- ・パーパス（存在意義）である「世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する」の実現に向けて、当社グループに期待される社会課題の解決（革新的医薬品の創出、SDGsへの取り組みなど）をめざし、われわれの強みである“サイエンス&テクノロジー”に基づき、イノベティブなソリューション提供に挑戦し続けます。

### ③ 第5期中期経営計画（2021年度 - 2025年度）

- ・ESG経営を実践しつつ、2025年ビジョン「がんに強みを持つ先進的グローバル創薬企業」を実現し、2030年ビジョン達成に向けた成長ステージに移行することを目指した計画として、第5期中期経営計画を策定し、4つの戦略の柱を設定しました。



\*DOE: 株主資本配当率 = 配当総額 ÷ 株主資本 (親会社の所有者に帰属する持分)

## 4つの戦略の柱

### a. 3ADC最大化の実現

- ・第5期中期経営計画においては、**エンハーツ**、**Dato-DXd**、**HER3-DXd**の3ADCの最大化の実現が最重要課題となります。
- ・**エンハーツ**については、アストラゼネカとの戦略的提携を通じた市場浸透と新適応の取得を加速していきます。また、HER2を標的とする競合品に対する優位性を確立すると共に、乳がん治療におけるHER2低発現コンセプトの定着を目指します。
- ・**Dato-DXd**については、アストラゼネカとの戦略的提携を通じて、より早いタイミングでの承認取得とその後の適応追加を目指します。また、効果的な上市計画を策定・実行すると共に、TROP2を標的とする競合品に対する優位性を確立していきます。
- ・**HER3-DXd**については、自社開発による最速での上市を目指します。また、効果的な上市計画を策定・実行した上で、がん治療ターゲットとしてのHER3を確立していきます。
- ・以上の取り組みに加え、間質性肺疾患（ILD）のモニタリングとリスク分析を通じた適正使用を促進すると共に、製品ポテンシャルに合わせて効率的かつ段階的に要員と供給キャパシティを拡大していきます。

## b. 既存事業・製品の利益成長

- ・持続的な成長に向けた投資を継続していくために、がん事業のみならず、既存事業・製品における利益成長も重要な課題です。
- ・**リクシアナ**については、収益性の高い、安定した利益を生み出す製品として、早期に売上収益2,000億円を達成し、ピーク時に売上収益2,200億円以上を目指します。
- ・**タリージェ**、**Nilemdo**等の新製品については、適応追加等を通じた、早期拡大を目指します。**リクシアナ**に加え、これら新製品の早期拡大により、がん以外の新薬事業においても持続的な成長を目指します。
- ・各地域においては、新薬を軸とした収益構造へのトランスフォーメーションを強化することで、持続的な利益成長を支える事業構造へと転換を図っていきます。
- ・アメリカン・リージェントについては、**インジェクタファー**、ジェネリック注射剤を中心とした利益成長を目指します。第一三共ヘルスケアについては、国内店舗販売や通販事業を中心とした利益成長を目指します。

## c. 更なる成長の柱の見極めと構築

- ・持続的成長を図るため、3ADCに次ぐ成長ドライバーを見極めるとともに、マルチモダリティ研究戦略によりポストDXd-ADCモダリティを選定することも重要な課題です。
- ・3ADCに次ぐ成長ドライバーについて、DXd-ADCファミリー、第二世代・新コンセプトADC、改変型抗体、**ENA<sup>®</sup>ファミリー**<sup>\*1</sup>等の領域から見極めていきます。
- ・様々なモダリティ技術の中から、持続的成長のためのポストDXd-ADCモダリティを選定していきます。LNP-mRNAについては、新型コロナウイルス感染症以外でのワクチンにも活用して、ワクチン事業の成長につなげていきます。

## d. ステークホルダーとの価値共創

- ・長期視点でESG経営を進めていく上で、患者さん、株主、社会・環境、従業員といったステークホルダーとの価値共創も重要な課題です。
- ・3ADCによる様々ながん種への展開や、希少疾患の比重が高まる中、医薬品開発のみならずバリューチェーン全体で、患者さんを中心としたマインド (Patient Centric Mindset) による取り組みを強化し、患者さんへの貢献を果たしていきます。
- ・持続的な企業価値の向上を図るため、バランスのとれた成長投資と株主還元を実現していきます。

### 用語解説

- ※1 **ENA<sup>®</sup>ファミリー** : 2 '-O,4' -C-Ethylene-bridged Nucleic Acidsの略。第一三共の独自技術を用いた修飾核酸
- ※2 **株主資本配当率** : DOE。配当総額÷株主資本 (親会社の所有者に帰属する持分)

- ・脱炭素社会、サーキュラーエコノミー、自然共生社会といった、社会・環境課題に対し、研究開発から営業に至るバリューチェーン全体で、環境負荷の低減に向けた様々な取り組みにチャレンジし、社会・環境へ貢献していきます。
- ・平時における自社生産拠点からの季節性インフルエンザワクチン等の安定供給に加え、COVID-19及び将来の新興・再興感染症ワクチンにも応用可能な技術の確立、将来のパンデミック時のワクチン供給体制の整備を通じて、社会へ貢献していきます。
- ・グループ共通の核となる行動様式 (Core Behavior) を定め、グループ全体で実践していくことで、独自の企業文化「One DS Culture」の醸成を図り、グローバル組織と人材における強みを更に強化していきます。

## 戦略の実行を支える基盤

- ・4つの戦略の柱の実行を支える基盤を強化するため、DX推進によるデータ駆動型経営を実現するとともに、先進デジタル技術による変革を進めていきます。加えて、新たなグローバルマネジメント体制により迅速な意思決定を実現していきます。

## 株主還元方針

- ・普通配当1株当たり27円の維持に加え、利益成長に応じて増配、あるいは機動的に自己株式取得を実施することで、株主還元の更なる充実を図っていきます。
- ・KPIとして、株主資本を基準とする**株主資本配当率**<sup>\*2</sup> (DOE) を採用し、安定的な株主還元を行う方針とし、2025年度のDOEは株主資本コストを上回る8%以上を目標に掲げ、株主価値の最大化を目指します。

## 2025年度における計数目標

・売上収益：	1兆6,000億円(がん領域 :6,000億円以上)
・研究開発費控除前営業利益 <sup>*</sup> 率：	40%以上
・ROE：	16%以上
・DOE：	8%以上

\* 固定資産売却、事業再編、減損、訴訟等に関連する特殊要因を除く  
2025年度為替レート的前提： 1USD=105円、1EUR=120円

**(5) 財産及び損益の状況の推移**

区分	2016年度 第12期	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 (当期) 第16期
売上収益 (百万円)	955,124	960,195	929,717	981,793	962,516
営業利益 (百万円)	88,929	76,282	83,705	138,800	63,795
税引前利益 (百万円)	87,788	81,021	85,831	141,164	74,124
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	53,466	60,282	93,409	129,074	75,958
基本的1株当たり 当期利益 (円)	26.54	30.44	48.07	66.40	39.17
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	4.4	5.2	7.8	10.1	5.9
1株当たり 年間配当金 (円)	70	70	70	70	-
総資産額 (百万円)	1,914,979	1,897,754	2,088,051	2,105,619	2,085,178
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	1,175,897	1,132,982	1,249,642	1,305,809	1,272,053

注1) 基本的1株当たり当期利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して計算しております。

2) 当社は2020年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割いたしました。基本的1株当たり当期利益については、2016年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3) 2020年度の1株当たり年間配当金については、当該株式分割の実施により単純合計ができないため、表示しておりません。なお、株式分割を考慮しない場合の1株当たり年間配当金は81円であります。

**(6) 主要な事業内容**

医薬品等の研究、開発、製造、販売及び輸出入

**(7) 重要な子会社等の状況****① 重要な子会社の状況**

当社グループは、当社と子会社47社、関連会社2社の計50社で構成されます。  
なお、重要な子会社は次の通りです。

会社名	資本金	議決権 比率 (%)	主要な事業内容
第一三共エスファ株式会社	450百万円	100.00	医薬品の研究開発・販売
第一三共ヘルスケア株式会社	100百万円	100.00	ヘルスケア品の研究開発・ 製造・販売
第一三共プロファーマ株式会社	100百万円	100.00	医薬品の製造
第一三共ケミカルファーマ株式会社	50百万円	100.00	医薬品の製造
第一三共バイオテック株式会社	50百万円	100.00	ワクチン、バイオ関連医薬品、 治験薬等の製造
第一三共RDノバール株式会社	50百万円	100.00	研究開発サポート業務
第一三共ビジネスアソシエ株式会社	50百万円	100.00	ビジネスサポート業務
第一三共U.S. ホールディングスInc.	3.0米ドル	100.00	持株会社
第一三共Inc.	170千米ドル	100.00	医薬品の研究開発・販売
プレキシコンInc.	1.0米ドル	100.00	医薬品の研究開発
アメリカン・リージェントInc.	200千米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売
アンビット・バイサイエンス Corp.	1.0米ドル	100.00	医薬品の研究開発
第一三共ヨーロッパGmbH	16百万ユーロ	100.00	同社グループ統括/医薬品 の研究開発・製造・販売
第一三共(中国)投資有限公司	146百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・販売
第一三共製薬(北京)有限公司	83百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売
第一三共製薬(上海)有限公司	53百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売

## ② 重要な提携等の状況

### a. 技術導入

相手先	国名	技術内容
(第一三共株式会社)		
Amgen Inc.	アメリカ	抗RANKL抗体「デノスマブ」に関する技術
Amgen Inc.	アメリカ	バイオ後続品に関する技術
Cell Therapy Ltd.	イギリス	虚血性心不全の細胞治療薬「ハートセル」に関する技術
Kite Pharma, Inc.	アメリカ	悪性リンパ腫の細胞治療薬「イエスカクタ」に関する技術
MedImmune, LLC	アメリカ	鼻腔噴霧インフルエンザ弱毒生ワクチンに関する技術
Ultragenyx Pharmaceutical Inc.	アメリカ	AAVベクターを用いた遺伝子治療薬製造技術
(第一三共Inc.)		
Genzyme Corporation	アメリカ	高コレステロール血症治療剤「ウェルコール」に関する技術
(アメリカン・リージェントInc.)		
Vifor (International) Inc.	スイス	貧血治療剤「ヴェノファー」及び「インジェクタファー」に関する技術

### b. 技術導出

相手先	国名	技術内容
(第一三共株式会社)		
Eli Lilly and Company	アメリカ	抗血小板剤「プラスグレル」に関する技術

### c. 販売契約等 (導入)

相手先	国名	契約の内容
(第一三共株式会社)		
AstraZeneca AB	スウェーデン	同社のプロトンポンプ阻害剤「ネキシウム」の日本国内における独占販売及び共同販促
Merz Pharmaceuticals GmbH	ドイツ	同社のアルツハイマー型認知症治療剤「メマリー」の日本国内における独占販売
UCB Biopharma Sprl	ベルギー	同社のてんかん治療薬「ビムパット」の日本国内における独占販売及び共同販促

相手先	国名	契約の内容
キッセイ薬品工業株式会社	日本	同社の排尿障害治療剤「ユリーフ」の日本国内における共同販売
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の血糖降下剤「テネリア」の日本国内における独占販売及び共同販促
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の血糖降下剤「カナグル」の日本国内における共同販促
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の2型糖尿病治療用配合剤「カナリア」の日本国内における独占販売及び共同販促
日本イーライリリー株式会社 Eli Lilly and Company	日本 アメリカ	同社の片頭痛発作の発症抑制剤「エムガルティ」の日本国内における独占販売及び共同販促
(第一三共ヨーロッパGmbH)		
Esperion Therapeutics, Inc.	アメリカ	高コレステロール血症治療剤「ベムペド酸」の欧州における独占販売

### d. 販売契約等 (導出)

相手先	国名	契約の内容
(第一三共株式会社)		
AstraZeneca UK Limited	イギリス	抗がん剤「エンハーツ」の全世界での共同開発及び販売提携
AstraZeneca UK Limited	イギリス	抗がん剤「Dato-DXd」の全世界での共同開発及び販売提携
Servier Canada inc.	カナダ	抗凝固剤「リクシアナ」のカナダにおける独占販売
(アメリカン・リージェントInc.)		
Fresenius USA Manufacturing, Inc.	アメリカ	同社の透析患者向け貧血治療剤「ヴェノファー」のアメリカ国内における独占販売
(第一三共ヨーロッパGmbH)		
Menarini International Operations Luxembourg S.A.	ルクセンブルク	高血圧症治療剤「オルメテック」の欧州における共同販売
(第一三共ノーザンヨーロッパGmbH)		
Organon Trade LLC	アメリカ	抗凝固剤「リクシアナ」の欧州における独占販売

**(8) 主要な営業所、工場及び研究所 (2021年3月31日現在)****① 当社**

本社：東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

支店：札幌支店(北海道)、東北支店(宮城県)、東京支店(東京都)、千葉支店(千葉県)、  
埼玉支店(埼玉県)、横浜支店(神奈川県)、関越支店(東京都)、東海支店(愛知県)、  
京都支店(京都府)、大阪支店(大阪府)、神戸支店(兵庫県)、中国支店(広島県)、  
四国支店(香川県)、九州支店(福岡県)

研究所：品川研究開発センター(東京都)、葛西研究開発センター(東京都)、  
館林バイオ医薬センター(群馬県)、製薬技術本部平塚拠点(神奈川県)

**② 子会社****a 国内**

第一三共エスファ株式会社	東京都中央区	
第一三共ヘルスケア株式会社	東京都中央区	
第一三共プロファーマ株式会社	本社	東京都中央区
	工場	平塚工場(神奈川県)
第一三共ケミカルファーマ株式会社	本社	東京都中央区
	工場	小名浜工場(福島県)、 館林工場(群馬県)、 小田原工場(神奈川県)
第一三共バイオテック株式会社	埼玉県北本市	
第一三共RDノバール株式会社	東京都江戸川区	
第一三共ビジネスアソシエ株式会社	東京都中央区	
第一三共ハピネス株式会社	神奈川県平塚市	

**b 海外**

第一三共Inc.	米国	ニュージャージー州バスキング・リッジ
アメリカン・リージェントInc.	米国	ニューヨーク州シャーリー
第一三共ヨーロッパGmbH	ドイツ	ミュンヘン

**(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)**

従業員数		前期末比増減
16,033名		685名増
日本	8,979名	225名増
北米	2,602名	222名増
欧州	2,137名	184名増
その他	2,315名	54名増

注) 従業員数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

**(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)**

借入先	借入額
シンジケートローン	60,000百万円
日本生命保険相互会社	1,000百万円

注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行他28行からの協調融資によるものです。

**(11) 訴訟等について****① Seagen Inc. (旧 Seattle Genetics, Inc.) とのADC技術に関する訴訟等**

- ・2019年11月5日付プレスリリースで公表のとおり、当社は、過去に実施したSeagen Inc.とのADCの共同研究に関して、当社ADCに関する特定の知的財産権の帰属について同社から異議の通知を受けたことから、デラウェア州連邦地方裁判所に同社を被告として確認訴訟を提起しました。
- ・当社は、当該知的財産権が専ら当社に帰属することを判決で明らかにすることを裁判所に求めております。
- ・一方でSeagen Inc.は、当該異議に関して仲裁を申立て(2019年11月)、その手続きが進行しています。

**② Seagen Inc. 保有の米国特許に関する訴訟等**

- ・2020年10月、Seagen Inc.は、エンハーツ®を含む当社ADCがSeagen Inc.の保有する米国特許を侵害するとして特許侵害訴訟をテキサス州東部連邦地方裁判所に提起しました。
- ・2020年11月、当社は、Seagen Inc.の当該米国特許を侵害していないことを判決で明らかにすることを求めデラウェア州連邦地方裁判所に特許非侵害の確認訴訟を提起しました。
- ・2020年12月、第一三共Inc.らは当該米国特許の無効を米国特許商標庁に申し立てるPGR (Post Grant Review) 手続きを行いました。

## 2 株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

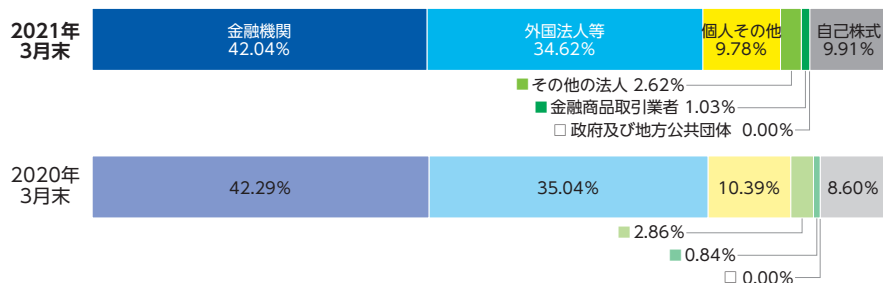
- ① 発行可能株式総数 8,400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,127,034,029株 (自己株式210,868,203株を含む)
- ③ 株主数 82,607名 (対前期末比15,982名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	218,758	11.42
JP MORGAN CHASE BANK 385632	182,590	9.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	151,386	7.90
日本生命保険相互会社	107,328	5.60
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	68,490	3.57
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	43,208	2.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	40,937	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	36,402	1.90
株式会社静岡銀行	34,172	1.78
GOVERNMENT OF NORWAY	28,069	1.46

注1) 当社は、2021年3月31日時点で、自己株式を210,868,203株保有していましたが、上記大株主の対象から除外しております。なお、当該自己株式のうち、180,000,000株を2021年4月15日に消却しております。

2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 所有者別持株比率



### 5 会社役員に対し事業年度中に報酬等として交付した株式

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 31,239株	5名

注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

### 6 その他株式に関する重要な事項

#### a 株式分割

・当社は、2020年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割いたしました。また、この株式分割に伴い、発行可能株式総数を28億株から84億株とする定款変更を行いました。

#### b 自己株式の取得と消却

・株主還元の実現とともに資本効率の向上を図るため、2020年11月2日から2021年3月12日までに、市場買付にて約2,947万株の自己株式を約1,000億円で取得しました。  
 ・なお、2021年4月15日に180,000,000株の自己株式を消却したことに伴い、発行済株式総数は1,947,034,029株となっております。

### (2) 新株予約権に関する事項

・法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しております。

<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>

・なお、2017年6月開催の第12回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。これにより、当事業年度における新株予約権の発行は行っておりません。

### 3 コーポレートガバナンスに関する事項

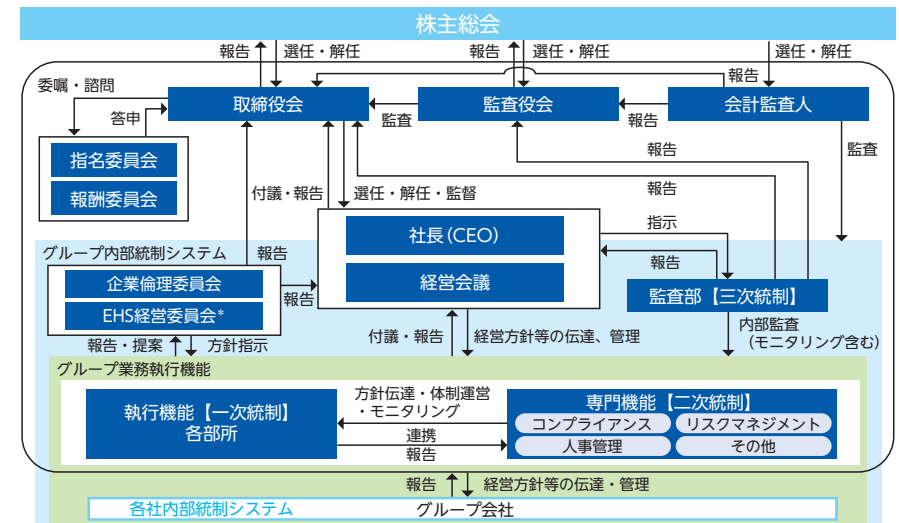
#### (1) コーポレートガバナンスに関する体制

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレートガバナンス体制の構築を重視しております。

#### ① コーポレートガバナンス体制

- a. 取締役の経営責任の明確化と経営と執行に対する監督機能の強化を目的として、取締役の任期を1年と定め、取締役9名中4名を社外取締役とする体制としております。なお、2020年6月より社外取締役が取締役会議長に就任しております。
- b. 経営の透明性確保を目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を任意の組織として設置し、取締役及び執行役員候補者選定、CEO後継者計画及び役員報酬制度等について両委員会において審議しております。
- c. 両委員会は、社外取締役4名で構成され、社外監査役1名がオブザーバーとして参加しております。
- d. 経営の適法性及び健全性を監査する目的で、監査役制度を採用し、社外監査役3名を含む監査役5名により構成される監査役会を設置しております。
- e. 社外役員の独立性判断に関する具体的基準及び取締役・監査役の職務遂行にあたっての基本事項を定めております。
- f. 執行役員制度を採用することにより、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行に資する体制としております。
- g. 業務の有効性及び効率性確保、財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全を目的として、執行機能を担う各組織によるセルフモニタリング（一次統制）、コーポレート組織による各組織への方針展開とモニタリング（二次統制）、監査部によるモニタリングを含む内部監査（三次統制）による内部統制システムを構築しております。

コーポレートガバナンス体制図



\* EHS経営委員会：Environment、Health、Safety

#### ② 各委員会の構成・機能

##### a 指名委員会

委員長：社外取締役 福井次矢氏

委員：社外取締役 宇治則孝氏、釜 和明氏、野原佐和子氏

オブザーバー：社外監査役 樋口建史氏

- ・取締役会の委嘱により、取締役及び執行役員候補者の選定等について必要な審議を行い、もって経営の透明性及び監督機能の向上に資することを目的に設置しています。
- ・2020年度は、4月、8月、9月、10月、11月、12月及び1月の計7回開催し、取締役・監査役・執行役員候補者選定、CEO後継者計画、グループ会社役員候補者選定等について審議いたしました。

##### b 報酬委員会

委員長：社外取締役 釜 和明氏

委員：社外取締役 宇治則孝氏、福井次矢氏、野原佐和子氏

オブザーバー：社外監査役 泉本小夜子氏

- ・取締役会の委嘱により、取締役及び執行役員候補者の報酬の方針等について必要な審議を行い、もって経営の透明性及び監督機能の向上に資することを目的に設置しています。
- ・2020年度は、4月、5月、9月、10月、11月、12月、1月、2月及び3月の計9回開催し、取締役・執行役員賞与の支給額及び算定基準、譲渡制限付株式の割当、役員報酬水準の検証、役員報酬制度の改定等について審議いたしました。



※指名委員会・報酬委員会（合同開催）

- ・2020年7月及び10月に合同会議を開催し、両委員会の諮問機関としての位置づけについて審議し、取締役会の諮問機関としての位置づけが適切であると確認し、取締役会へ答申いたしました。また、2020年度のCEO目標等について審議いたしました。

#### c 企業倫理委員会

委員長：コンプライアンス・オフィサー（総務本部長）

委員：委員長が指名した社内委員12名の他に、委員会の透明性、信頼性を確保するために社外弁護士1名を加えて13名で構成

オブザーバー：常勤監査役 渡邊亮一氏、佐藤賢治氏及び監査部長

- ・国内外の法令及び企業倫理を遵守し、企業の社会的責任を果たす経営を推進するために設置しております。
- ・2020年度は、8月及び2月の計2回開催し、第一三共グループプライバシーポリシーの策定、コンプライアンス経営の推進に係るマテリアリティKPI設定及び2021年度コンプライアンス目標・推進活動計画（コンプライアンスに係る啓発、教育、モニタリング、調査及び規程の改正他）等について審議いたしました。

#### d EHS経営委員会

委員長：EHS経営最高責任者（総務本部長）

委員：委員長が指名したグループ会社役員を含む14名で構成

オブザーバー：常勤監査役 渡邊亮一氏、佐藤賢治氏

- ・第一三共グループの企業活動全般における環境の保全と健康・安全の確保を重要な経営課題と位置づけ、リスクを最小化し持続可能な社会に貢献することを目的として、環境（Environment）、健康（Health）、安全（Safety）を継続的に改善するマネジメントシステムの一体的な運営、推進のために設置しております。
- ・2020年度は7月及び2月の計2回開催し、第5期中期EHS経営方針・目標、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの統合、RE100\*への参画、グローバル健康施策などについて審議しました。

\* RE100：事業活動で消費する電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際イニシアチブ

## (2) 役員、CEOの選任にあたっての方針と手続

- ・取締役候補者は、人格・識見に優れ、当社グループの企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- ・取締役候補者は、経営方針等の継続性を尊重しつつも、経営環境の変化を見据えた適時的確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。
- ・取締役候補者には、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役が含まれていることを要件としております。
- ・社外取締役候補者は、企業経営、財務・会計、サイエンス、グローバルビジネス、サステナビリティ・ESG等の分野における専門知識・経験・識見に優れた人材であることを要件としております。

- ・社外取締役候補者は、重要な兼職先の状況が、当社取締役としての役割を適切に果たすことができる範囲であることを確認しております。
- ・当社は、ジェンダーや国際性の面を含む取締役の多様性を確保し、多様な意見を経営に取り入れることが、取締役会の監督機能及び意思決定の強化につながる重要なことであると認識しております。今後も取締役候補者の選定においてかかる観点を踏まえ検討を続けてまいります。
- ・取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を社外取締役で構成する指名委員会において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
- ・当社は、取締役規程において、取締役は、止むを得ない事情がない限り、必ず取締役会に出席しなければならない旨を定めております。
- ・監査役候補者は、職責を全うすることが可能か、代表取締役、取締役及び業務執行者からの独立性確保等、監査役としての適格性を慎重に検討しております。
- ・監査役候補者の選定にあたっては、指名委員会において審議し、監査役会の同意を経て、取締役会において選定しております。
- ・社外役員候補者は、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
- ・候補者として選定された取締役及び監査役の選任については、株主総会に諮ることとしております。
- ・CEO候補者は、指名委員会において議論を重ねている後継者計画、資格要件定義等に基づき、選定しております。
- ・CEOの選任（再任を含む）にあたっては、指名委員会において十分に審議し、同委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定することとしております。

## (3) 取締役、CEOの解任にあたっての方針と手続

- ・取締役が会社法及び取締役規程に定める資格・職務遂行要件等を満たさない場合、取締役の解任要件に該当すると判断し、当該取締役の解任について、指名委員会及び取締役会における審議を経て、株主総会に諮ることとしております。
- ・CEOの解任については、会社法及びCEO資格要件定義、職務遂行要件等に照らし合わせて判断し、選任同様、指名委員会において十分に審議し、同委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定することとしております。

## (4) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏名	地位及び担当等	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
眞鍋 淳	代表取締役社長兼CEO 社長執行役員		
齋 寿明	代表取締役副社長兼CFO 副社長執行役員 経営戦略本部長		
木村 悟	取締役専務執行役員 医薬営業本部長		
大槻 昌彦	取締役専務執行役員 DX推進本部長		
平島 昭司	取締役専務執行役員 製品戦略本部長		
宇治 則孝	社外取締役	●社外 ●独立	重要な取引関係なし
		横河電機株式会社社外取締役	
		公益社団法人企業情報化協会名誉会長 一般社団法人日本テレワーク協会名誉会長	
		国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員教授	
福井 次矢	社外取締役	●社外 ●独立	重要な取引関係なし
		聖路加国際病院院長 一般社団法人日本病院会常任理事	
		特定非営利活動法人日本医学図書館協会会長	
釜 和明	社外取締役	●社外 ●独立	重要な取引関係なし
		株式会社IHJ特別顧問 住友生命保険相互会社社外取締役	
		株式会社東京証券取引所社外監査役	
野原 佐和子	社外取締役	●社外 ●独立	重要な取引関係なし
		株式会社イブシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授	
		SOMPOホールディングス株式会社社外取締役	
		東京ガス株式会社社外監査役	
渡邊 亮一	常勤監査役		
佐藤 賢治	常勤監査役		
泉本 小夜子	社外監査役	●社外 ●独立	重要な取引関係なし
		フロイント産業株式会社社外監査役 株式会社日立物流社外取締役	
樋口 建史	社外監査役	●社外 ●独立	重要な取引関係なし
		三浦工業株式会社社外取締役 内閣府外局 カジノ管理委員会委員	
今津 幸子	社外監査役	●社外 ●独立	重要な取引関係なし
		アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士	
		公益財団法人石橋財団理事	

注1) 当社の役員は、取締役9名、監査役5名の計14名で構成されております（うち、女性役員3名、女性役員比率 21.4%）。

2) 上記において、社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3) 当社は、社外取締役の宇治則孝氏、福井次矢氏、釜和明氏及び野原佐和子氏、並びに社外監査役の泉本小夜子氏、樋口建史氏及び今津幸子氏の社外役員全員を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。

4) 常勤監査役の渡邊亮一氏は、財務経理部長等を歴任し、監査役として財務及び会計に関する相当程度の知識・経験を有するものであります。

5) 社外監査役の泉本小夜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6) 当期に辞任した会社役員又は解任された会社役員はおりません。

なお、取締役の中山讓治氏及び東條俊明氏は、2020年6月15日の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。

## (5) 社外役員の状況

### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係 (2021年3月31日現在)

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、前記(4)「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

### ② 当期における主な活動状況

氏名	地位	出席回数	主な活動状況
宇治則孝	社外取締役 取締役会議長 指名委員会委員 報酬委員会委員	[取締役会] 14/14回 (100%) [指名委員会] 7/7回 (100%) [報酬委員会] 9/9回 (100%)	宇治則孝氏は、情報通信分野における会社経営者としての経験から、企業経営全般及びIT・デジタルテクノロジーに関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は当期の全ての取締役会に出席し、2020年6月より、当社において初めて社外取締役として取締役会議長に就任しています。上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行い、取締役会の議事運営を適切に実施することで、執行と監督の分離に貢献するとともに、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、指名委員会及び報酬委員会委員として、当期の全ての指名委員会及び報酬委員会に出席し、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。
福井次矢	社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員	[取締役会] 13/14回 (93%) [指名委員会] 7/7回 (100%) [報酬委員会] 9/9回 (100%)	福井次矢氏は、医学者、医療機関経営者としての経験から、医療全般及び公衆衛生等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期に開催された1回を除く全ての取締役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、同氏は当期の全ての指名委員会に出席し、指名委員会委員長(2020年6月就任)として社外の視点から同委員会の議事運営を適切に実施し、加えて、当期の全ての報酬委員会に出席し、委員として適宜有益な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。
釜和明	社外取締役 報酬委員会委員長 指名委員会委員	[取締役会] 14/14回 (100%) [指名委員会] 7/7回 (100%) [報酬委員会] 9/9回 (100%)	釜和明氏は、総合重工業メーカーにおける会社経営者としての経験から、企業経営全般及び財務・会計に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期の全ての取締役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、同氏は当期の全ての報酬委員会に出席し、報酬委員会委員長(2019年6月就任)として社外の視点から同委員会の議事運営を適切に実施し、加えて、当期の全ての指名委員会に出席し、委員として適宜有益な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。
野原佐和子	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	[取締役会] 14/14回 (100%) [指名委員会] 7/7回 (100%) [報酬委員会] 9/9回 (100%)	野原佐和子氏は、インターネット及びデジタルビジネスに関する会社創業者、経営者としての経験から、企業経営全般、IT・事業戦略・マーケティング等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期の全ての取締役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、指名委員会及び報酬委員会委員として、当期の全ての指名委員会及び報酬委員会に出席し、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。
泉本小夜子	社外監査役 報酬委員会 オブザーバー	[取締役会] 14/14回 (100%) [監査役会] 13/13回 (100%) [報酬委員会] 9/9回 (100%)	泉本小夜子氏は、公認会計士としての経験から、財務及び会計全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期の全ての取締役会及び監査役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況等を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。また、当期の全ての報酬委員会にオブザーバーとして出席し、適宜有益な発言・助言を行っております。
樋口建史	社外監査役 指名委員会 オブザーバー	[取締役会] 14/14回 (100%) [監査役会] 13/13回 (100%) [指名委員会] 7/7回 (100%)	樋口建史氏は、警察官僚及び外交官としての経験から、行政全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期の全ての取締役会及び監査役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況等を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。また、当期の全ての指名委員会にオブザーバーとして出席し、適宜有益な発言・助言を行っております。
今津幸子	社外監査役	[取締役会] 14/14回 (100%) [監査役会] 13/13回 (100%)	今津幸子氏は、弁護士としての経験から、法律全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期の全ての取締役会及び監査役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況等を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の宇治則孝氏、福井次矢氏、釜和明氏及び野原佐和子氏、並びに、社外監査役の泉本小夜子氏、樋口建史氏及び今津幸子氏との間で、それぞれ、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額です。

### (6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。
- 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内グループ会社の取締役・監査役及び執行役員、並びに海外グループ会社（米国除く）\*の主要な業務執行者及び管理職従業員です。保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。

\* 米国のグループ会社については、当該役員等賠償責任保険契約と同様の契約を別途締結しております。

### (7) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 支給額 (百万円)	役員報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	479	286	98	96	7
監査役 (社外監査役を除く)	75	75	—	—	2
社外取締役	68	68	—	—	4
社外監査役	45	45	—	—	3

- 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額及び員数には、2020年6月15日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名の分が含まれております。
  - 取締役の「基本報酬」総額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）は1事業年度4億5千万円以内、「基本報酬」のみとなる監査役の報酬総額は1事業年度1億2千万円以内とすることを、2005年6月29日開催の（旧）三共㈱の第151回定時株主総会及び（旧）第一製薬㈱の第127回定時株主総会における株式移転による完全親会社設立の件において、承認されたものです（なお、当該承認に係る株式移転による当社の設立時の取締役の員数は10名、監査役は4名となります。）。
  - 上記の「業績連動賞与」は、上記の「基本報酬」とは別に、当社第16回定時株主総会に付議予定の「取締役に対する賞与支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定の額です。なお、「業績連動賞与」の額の算定の基礎として選定した業績指標は、「売上収益」、「売上収益営業利益率」及び「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用し、これらの指標に連動させて決定しております。事業規模を表す「売上収益」及び事業活動の効率性を示す「売上収益営業利益率」については当該年度の予算に対する達成度を評価基準とする一方、企業活動の最終的な成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」については中期経営計画に定めた当該年度目標値に対する達成度を評価基準としております。このように、短期及び中長期の目標達成度を組み合わせて評価することにより、当該年度目標のみならず、中期経営計画の達成に向けた取り組みを強く動機付けることを企図するものとしております。
- 当事業年度における「業績連動賞与」に係る指標の目標及び実績は、次のとおりです。

#### 業績連動賞与の内訳（2020年度）

評価指標	評価基準	ウェイト	目標	実績	評価係数	賞与支給率
売上収益	当事業年度予算に対する達成度	10%	9,700億円	9,625億円	100.0%*	114.9%
売上収益営業利益率 (営業利益)	当事業年度予算に対する達成度	10%	8.2% (800億円)	6.6% (638億円)	60.9%*	
親会社の所有者に 帰属する当期利益	中期経営計画における目標値に対する達成度	80%	615億円	760億円	123.5%	

\* 売上収益と売上収益営業利益率の評価係数は、目標に対する実績に対して一定の算式を用いて算出しております。

- 上記の「譲渡制限付株式報酬」は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。

この譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とし、上記の報酬総額に係る決議とは別に、2017年6月19日開催の第12回定時株主総会において1事業年度1億4千万円を上限額とし、また、発行又は処分される当社の普通株式総数に関しては年7万株以内\*（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）として承認されたものです（なお、当該定時株主総会終結時における当社の取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）となります。）。

\* 2020年4月27日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式1株を3株に分割する株式分割が行われたことに伴い、その後、発行又は処分される当社の普通株式総数に関しては年21万株以内に調整されております。

当事業年度において非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除きます。）に対して支給された譲渡制限付株式報酬の内容は、次のとおりです。

- ・ 対象取締役及び交付株式数：当社の取締役（社外取締役を除きます。）  
5名 10,413株
- ・ 交付日：2020年7月14日
- ・ 交付方法：自己株式処分  
（対象取締役に対して支給された譲渡制限付株式取得のための出資財産とする金銭報酬債権の現物出資）
- ・ 譲渡制限付株式の支給条件：譲渡制限付株式割当契約の締結  
（主な内容は以下のとおり）

#### a. 譲渡制限期間

2020年7月14日から当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間

#### b. 譲渡制限の解除条件

対象取締役が2020年7月14日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあること。

ただし、上記期間中に、対象取締役が、当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職日までの期間に応じて合理的に調整した株数について、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

#### c. 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない割当株式について、当然に無償で取得する。

## (8) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、報酬委員会における審議を経た上で、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。その概要は、以下のとおりです。

### ① 報酬方針

- ・ 当社の取締役の報酬等は、企業価値の最大化に寄与することを目的として設計しております。

### ② 報酬水準

- ・ 当社の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の中上位水準を志向して設定しております。

### ③ 報酬構成

- ・ 社内取締役については、固定報酬である基本報酬、並びに、短期インセンティブ報酬としての業績連動賞与、長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬の3つの報酬構成とすることにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる報酬構成としております。なお、退職慰労金制度は採用しておりません。
- ・ 経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはない社外取締役の報酬構成については、固定報酬である基本報酬のみとしております。インセンティブ報酬及び退職慰労金制度は採用しておりません。

### ④ 報酬構成割合

- ・ 社内取締役の報酬等の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、基本報酬60%、業績連動賞与20%、譲渡制限付株式報酬20%となるように設計しております。
- ・ 社外取締役の報酬等は、基本報酬のみとしております。

### ⑤ 基本報酬

- ・ 取締役の基本報酬は、在任中、毎月一定日に支給するものとし、個人別の報酬額は、報酬方針・報酬水準に沿って決定されております。

### ⑥ 年次業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）

- ・ 短期インセンティブ報酬となる年次業績連動賞与は、定時株主総会における都度の承認を得た上で、毎年一定の時期に一括して支給するものとします。
- ・ 年次業績連動賞与の業績指標として「売上収益」、「売上収益営業利益率」及び「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用し、これらの指標に連動させて年次業績連動賞与の金額を決定しております。

## 7 譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ報酬）

- ・長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬は、取締役が当社株式を継続して保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を可能な限り、より長期に亘り実現させることを目的とし、原則として毎年、退任直後時点までの譲渡制限が付された当社株式を交付するものいたします。
- ・交付される譲渡制限付株式報酬の数は、役位ごとの譲渡制限付株式報酬の額を、取締役会における割当決議前日の当社の普通株式の市場株価終値で除した株数といたします。

## 8 報酬ガバナンス・決定手続き

- ・取締役及び執行役員の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。なお、報酬委員会は、社外取締役のみで構成され、オブザーバーとして社外監査役1名が参加し、委員長は委員の互選により選定されます。
- ・報酬委員会は、報酬制度、報酬構成、役位ごとの報酬水準の検証と見直し、業績連動賞与の目標設定・結果確認及び譲渡制限付株式の割当等について、十分に審議いたします。
- ・当社の取締役の個人別の報酬の額等は、まず報酬委員会において審議された後、当該審議結果を踏まえ、基本報酬は株主総会で決議された報酬総額内で取締役会決議により決定され、業績連動賞与は取締役会決議の上、定時株主総会における都度の承認により決定され、譲渡制限付株式報酬は株主総会で決議された報酬総額内で取締役会決議により決定されております。

当社の報酬ガバナンスは、上記方針に記載のとおり、報酬委員会において、報酬制度、報酬構成、役位ごとの報酬水準の検証と見直し、業績連動賞与の目標設定・結果確認及び譲渡制限付株式の割当等について、十分に審議され、また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容についても、まず報酬委員会において審議された後、取締役会により決定されているものであるため、その内容は上記取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

## 9 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社における監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は、以下のとおりです。

- ・監査役の報酬等は、経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはないという役割に鑑みて、固定報酬である基本報酬のみとしております。
- ・基本報酬の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の中上位水準を志向して設定しております。
- ・監査役の個人別の報酬の額等は、株主総会で決議された報酬総額内で、監査役会において協議し、監査役全員同意の上、決定しております。

## 10 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

- ・当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収防衛策を予め定めておりません。
- ・しかし、一般に高値売抜け等の不当な目的による企業買収の提案があり、それが当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資さない場合には、当社としてその提案に対抗することは当然の責務と認識しております。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況等を常に注視しており、実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、社外の専門家を交えて買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、これに資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じてまいります。

## 4 内部統制体制

- ・法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しております。

<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>

## 5 会計監査人に関する事項

- ・法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しております。

<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>

以上

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

科目	(ご参考) 第15期	第16期
<b>● 資産</b>		
流動資産		
現金及び現金同等物	424,184	380,547
営業債権及びその他の債権	309,363	232,036
その他の金融資産	466,528	444,368
棚卸資産	173,362	200,860
その他の流動資産	10,546	10,607
小計	1,383,984	1,268,420
売却目的で保有する資産	134	—
流動資産合計	1,384,119	1,268,420
非流動資産		
有形固定資産	247,053	265,281
のれん	76,760	77,706
無形資産	172,499	172,822
持分法で会計処理されている投資	383	1,440
その他の金融資産	97,974	139,991
繰延税金資産	114,748	128,525
その他の非流動資産	12,079	30,990
非流動資産合計	721,499	816,757
<b>資産合計</b>	<b>2,105,619</b>	<b>2,085,178</b>

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位 百万円)

科目	(ご参考) 第15期	第16期
<b>● 負債及び資本</b>		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	270,867	297,499
社債及び借入金	40,389	20,391
その他の金融負債	9,490	9,359
未払法人所得税	9,937	6,096
引当金	5,367	6,051
その他の流動負債	15,019	14,173
流動負債合計	351,071	353,571
非流動負債		
社債及び借入金	183,811	163,441
その他の金融負債	37,118	36,983
退職給付に係る負債	5,263	3,929
引当金	10,597	8,741
繰延税金負債	15,641	17,516
その他の非流動負債	195,840	228,941
非流動負債合計	448,273	459,553
負債合計	799,344	813,125
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	94,633	94,494
自己株式	△162,519	△261,252
その他の資本の構成要素	82,094	111,479
利益剰余金	1,241,600	1,277,332
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,305,809	1,272,053
非支配持分		
非支配持分	464	—
資本合計	1,306,274	1,272,053
<b>負債及び資本合計</b>	<b>2,105,619</b>	<b>2,085,178</b>

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科目	(ご参考) 第15期	第16期
売上収益	981,793	962,516
売上原価	343,206	338,289
売上総利益	638,586	624,227
販売費及び一般管理費	302,320	333,079
研究開発費	197,465	227,353
営業利益	138,800	63,795
金融収益	9,849	12,916
金融費用	7,813	2,755
持分法による投資損益	327	168
税引前利益	141,164	74,124
法人所得税費用	12,196	△1,705
当期利益	128,967	75,830
当期利益の帰属		
親会社の所有者	129,074	75,958
非支配持分	△107	△127

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

ご参考

連結包括利益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科目	(ご参考) 第15期	第16期
当期利益	128,967	75,830
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	△7,682	12,499
確定給付制度に係る再測定額	△4,272	7,847
その後純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△15,409	18,805
税引後その他の包括利益	△27,364	39,151
当期包括利益	101,602	114,982
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	101,710	115,110
非支配持分	△107	△127
当期包括利益	101,602	114,982

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	(ご参考) 第15期	第16期
<b>●資産の部</b>	(1,657,134)	(1,589,239)
<b>I 流動資産</b>	997,027	887,558
現金及び預金	531,371	370,915
受取手形	238	223
売掛金	238,138	173,209
有価証券	109,997	189,983
商品及び製品	64,896	76,318
原材料	26,207	41,020
前払費用	2,709	2,830
短期貸付金	4,482	2,025
未収入金	16,279	25,617
その他	4,844	7,589
貸倒引当金	△2,138	△2,175
<b>II 固定資産</b>	660,107	701,680
<b>有形固定資産</b>	81,375	81,326
建物及び構築物	59,047	57,287
機械装置	695	717
車両及び工具器具備品	6,607	7,643
土地	14,816	14,816
建設仮勘定	209	862
<b>無形固定資産</b>	27,246	20,599
特許権	405	343
ソフトウェア	2,734	2,238
その他	24,106	18,018
<b>投資その他の資産</b>	551,485	599,753
投資有価証券	49,619	61,788
関係会社株式	264,797	269,777
関係会社出資金	105,201	106,040
長期貸付金	15,888	15,863
前払年金費用	19,459	25,536
繰延税金資産	84,609	89,388
その他	12,069	31,489
貸倒引当金	△162	△131
<b>合 計</b>	<b>1,657,134</b>	<b>1,589,239</b>

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位 百万円)

科目	(ご参考) 第15期	第16期
<b>●負債の部</b>	(651,637)	(641,473)
<b>I 流動負債</b>	314,717	292,625
買掛金	38,465	38,125
短期社債	20,000	—
短期借入金	69,160	36,059
未払金	70,493	81,803
未払費用	41,428	40,490
未払法人税等	2,809	1,016
未払消費税等	6,601	2,975
預り金	50,101	65,718
契約負債	11,084	18,225
環境対策引当金	198	1,015
その他	4,373	7,194
<b>II 固定負債</b>	336,920	348,848
社債	120,000	120,000
長期借入金	61,000	41,000
長期未払金	352	325
契約負債	144,687	175,101
事業再編引当金	110	—
環境対策引当金	8,000	6,558
その他	2,770	5,863
<b>●純資産の部</b>	(1,005,497)	(947,766)
<b>I 株主資本</b>	986,841	919,688
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	656,095	655,620
資本準備金	179,858	179,858
その他資本剰余金	476,237	475,762
利益剰余金	443,265	475,320
その他利益剰余金	443,265	475,320
固定資産圧縮積立金	5,568	5,267
繰越利益剰余金	437,696	470,052
自己株式	△162,519	△261,252
<b>II 評価・換算差額等</b>	17,044	27,039
その他有価証券評価差額金	17,044	27,039
<b>III 新株予約権</b>	1,611	1,038
<b>合 計</b>	<b>1,657,134</b>	<b>1,589,239</b>

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科目	(ご参考) 第15期	第16期
売上高	664,909	701,000
売上原価	280,538	268,034
売上総利益	384,371	432,965
販売費及び一般管理費	368,283	393,312
営業利益	16,087	39,652
営業外収益	40,817	49,047
受取利息	624	191
有価証券利息	12	32
受取配当金	35,159	42,772
受取賃貸料	4,067	3,965
為替差益	—	1,565
その他	954	518
営業外費用	7,166	4,156
支払利息	793	602
社債利息	1,350	1,127
為替差損	2,693	—
賃貸収入原価	1,769	1,940
休止固定資産減価償却費	44	32
その他	514	453
経常利益	49,738	84,543
特別利益	62,857	1,887
固定資産売却益	15,865	2
投資有価証券売却益	14,526	1,409
関係会社株式売却益	32,408	—
その他	57	475
特別損失	9,527	15,947
固定資産処分損	847	602
損失補償金	—	15,000
環境対策引当金繰入額	8,198	—
その他	481	345
税引前当期純利益	103,068	70,484
法人税、住民税及び事業税	7,076	△1,351
法人税等調整額	△15,382	△9,166
当期純利益	111,374	81,002

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

第一三共株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小倉加奈子 ㊟指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山邊 道明 ㊟指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江森 祐浩 ㊟

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一三共株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、第一三共株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

連結注記表3. 連結財政状態計算書に関する注記(3) 偶発負債②訴訟に記載されているとおり、会社は過去に実施したSeagen Inc.とのADCの共同研究に関して、会社のADCに関する特定の知的財産権の帰属について同社から異議の通知を受けたことから、同社を被告として確認訴訟を提起した。一方でSeagen Inc.は、当該異議に関して仲裁を申立て、その後、仲裁の手続きが進行している。本件に関して会社はSeagen Inc.に対する義務があるとは認識していないが、当該仲裁の結果等によっては、会社に支払いが生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

第一三共株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉加奈子	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山邊 道明	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江森 祐浩	㊟

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一三共株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

個別注記表3. 貸借対照表に関する注記(2) 偶発債務②訴訟に記載されているとおり、会社は過去に実施したSeagen Inc.とのADCの共同研究に関して、会社のADCに関する特定の知的財産権の帰属について同社から異議の通知を受けたことから、同社を被告として確認訴訟を提起した。一方でSeagen Inc.は、当該異議に関して仲裁を申立て、その後、仲裁の手続きが進行している。本件に関して会社はSeagen Inc.に対する義務があるとは認識していないが、当該仲裁の結果等によっては、会社に支払いが生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬によ

る重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して行った監査について、各監査役が作成した監査報告書を踏まえて審議した結果を、以下のとおりとりまとめたので報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「監査役監査基準」及び「第16期（2021年3月期）監査役監査方針及び監査計画」等を定め、これに基づき各監査役が行った監査の状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた(1)の「監査役監査基準」等に従い、取締役、監査部その他部門の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けると共に、監査役会において、国内子会社監査役より監査結果の報告を受けました。また、常勤監査役が主要な国内子会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会及び経営会議などに出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて説明を求め、内部統制体制の構築・運用状況を確認しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、その状況を監視し、検証しました。
  - ③ 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しました。

以上の方法に基づき行った監査を踏まえ、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

### 第一三共株式会社 監査役会

常勤監査役	渡邊 亮一	㊟
常勤監査役	佐藤 賢治	㊟
社外監査役	泉本小夜子	㊟
社外監査役	樋口 建史	㊟
社外監査役	今津 幸子	㊟

以 上

## 議決権行使のご案内

**行使期限** 2021年6月18日(金曜日) 午後5時30分 受付／到着分まで

### インターネットによる議決権行使



パソコン・スマートフォンから

同封のチラシをご参照ください

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

### 機関投資家の皆様へ

当社は株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

### インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 (ヘルプデスク)

TEL 0120-173-027 受付時間9:00~21:00 (通話料無料)

### 複数回行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合 → インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合 → 最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### ご注意事項

- 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) へのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金・電話料金等) は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- 午前2時から午前5時までは保守・点検のため取り扱いを休止させていただきます。

### 株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日		
定時株主総会	毎年6月		
単元株式数	100株		
基準日	定時株主総会	3月31日	
	期末配当金	3月31日 <sup>※1</sup>	中間配当金 9月30日 <sup>※2</sup>
公告の方法	電子公告により行います。 <a href="https://www.daiichisankyo.co.jp/ir/information/notification/">https://www.daiichisankyo.co.jp/ir/information/notification/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)		

※1 期末配当金は、株主総会決議に基づきお支払いいたします。

※2 中間配当金は、取締役会決議に基づき、12月上旬にお支払いいたします。



### 株主総会会場

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号

ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」

TEL (03) 3667-1111 (代表) URL <https://www.rph.co.jp>

### ご来場される場合

- 感染拡大防止を第一として会場運営を行います。
- マスク着用、手洗い、手指の消毒、咳エチケットにご協力ください。
- 会場入口で検温を実施し、発熱・体調不良が認められる方は入場をお断りいたします。
- 座席間隔拡張を行うためご用意できる席数が限られることから満席となった場合には、入場をお断りする場合がございます。
- 来場記念のお土産のご用意はございません。
- 会場には本総会専用の駐車場のご用意はございません。
- 株主様以外のご入場はお断りしております。ただし、介添者の入場が必要な場合には事前にご相談ください。(03-6225-1125)

### 株式事務のご案内

株主名簿管理人・特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-232-711 (通話料無料) (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

- 住所変更等の各種お手続きについては、口座を開設されている証券会社等へお問合せください。
- 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、証券会社ではなく上記の三菱UFJ信託銀行にお問合せください。
- 支払い期間経過後の配当金に関するお問合せは、上記の三菱UFJ信託銀行にお問合せください。



第一三共株式会社

お問合せ先

コーポレートコミュニケーション部 TEL 03-6225-1125  
〒103-8426 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

<https://www.daiichisankyo.co.jp>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。